

日本電子決済推進機構

Bank Pay 運用マニュアル

加盟店・接続事業者編

Version 3.10

日本電子決済推進機構
2025年8月28日

《 目 次 》

《 目 次 》	1
【序章】	4
1. はじめに	4
2. 本マニュアルの対象者	4
3. Bank Pay 関連ガイドライン・マニュアル一覧	4
【第1章】加盟店（直接加盟店）及び接続事業者における運用	5
1. 本章の読み方	5
2. Bank Pay 参加・準備について	8
ア. Bank Pay 申込・契約	8
イ. 必要なシステム開発、端末の準備等	15
ウ. アクセプタンスマークの提示	17
エ. 店舗スタッフとの共有	17
3. 利用推進について	17
カ. 利用者に対するプロモーション（任意）	18
4. 取引実施・途上管理について	18
キ. 支払受付	18
ク. 履歴確認	18
ケ. 取消（返金）	19
コ. 入金の確認	20

サ. セキュリティ監査.....	20
5. その他手続・問合せ等について	20
シ. 各種手続.....	20
ス. その他問合せ等対応	24
セ. システム故障時の情報集約について	26
ソ. 解約手続き	27
6. 様式・提出先.....	27
【第2章】運用フロー	4645
1. 運用フロー一覧.....	4645
2. 運用フローの凡例	4645
3. 運用フロー	4746
1-1. その他店舗アプリ等（Bank Pay 初回参加時）	4746
1-2. その他店舗アプリ等（GW システム提供者利用時）（Bank Pay 初回参加時）	4948
2. BP 提携利用者アプリ（共通コード）（Bank Pay 初回参加時）	5049
3. BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等（ハウスコード）／BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト（Bank Pay 初回参加時）	5150
4. 機構提供店舗アプリ端末 ID 追加発行.....	5352
5. QR ステッカー端末 ID 追加発行	5453
6. 端末不正・不正取引発生時の対応.....	5554
7. 利用者連絡先調査（直接加盟店方式）	5756

8. 加盟店連絡先調査（直接加盟店方式） [5857](#)

9. 接統事業者連絡先調査 [5958](#)

用語説明..... [6059](#)

【序章】

1. はじめに

「Bank Pay 運用マニュアル 加盟店・接続事業者編」(以下「本マニュアル」といいます。)では、Bank Pay に参加する BP 加盟店及び接続事業者(本マニュアルでは、BP 加盟店と接続事業者を合わせて「加盟店等」と記載します)において発生する業務について説明しています。

加盟店等においては、本マニュアル、および、本章「2. Bank Pay 関連ガイドライン・マニュアル一覧」に掲載されているガイドライン類・マニュアル類を参照し、各社内の運用体制および運用ルールを構築のうえで、Bank Pay の運用を実施してください。

なお、直接契約加盟店のうち間接契約加盟店の開拓業務を行う加盟店においては、本マニュアルと合わせて「Bank Pay 運用マニュアル 情報処理センター編」第1、3章もご参照ください。(間接契約加盟店開拓に関する記載がそちらに記載されております。)

また、本マニュアルにおいて、Bank Pay を、頭文字をとって「BP」と略す場合があります。

最後に、本マニュアルは、日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます。)の理事会の決議により改定され、機構は改定後の本マニュアルを機構のホームページに掲載する方法その他機構所定の方法で公示するものとし、改定後のマニュアルは当該公示において指定された時を以て効力を生ずるものとします。

2. 本マニュアルの対象者

本マニュアルの対象者および対象となる章を以下に記載します。

表1:本マニュアル対象者のおよび対象となる章

対象者		対象となる章	
		1章	2章
1	BP 加盟店	◎	◎
2	接続事業者	◎	◎
3	BP 加盟店金融機関	○	○

＜記号＞ ○理解すべき章 ◎遵守対象となる章

3. Bank Pay 関連ガイドライン・マニュアル一覧

Bank Pay に参加する加盟店等に対して、機構として下記のガイドライン類・マニュアル類を整備しています。また、BP 提携アプリ等提供の加盟店等向けの資料として、NTT データがスマホ決済 SV 接続にあたっての仕様面、試験面の資料を整備しています。具体的なガイドライン類については、Bank Pay ガイドライン序章をご参照ください。

【第1章】加盟店（直接加盟店）及び接続事業者における運用

1. 本章の読み方

BP 加盟店金融機関と直接契約を締結して Bank Pay に直接契約加盟店または接続事業者として参加する加盟店等は、本章を参照して運用体制および運用ルールを構築のうえで、業務を実施してください。本章においては、「BP 加盟店」は直接契約加盟店を指すこととします。

加盟店等における業務の一覧

加盟店等において発生する業務の一覧は下表の通りです。

表1:加盟店・接続事業者における業務の一覧

1. Bank Pay 参加・準備	2. 利用推進	3. 取引実施・途上管理	4. その他手続・問合せ等
ア. Bank Pay 申込・契約 イ. 業務用ツールの準備: BP 加盟店管理システム ウ. アクセプタンスマークの提示 エ. 店舗スタッフとの共有	オ. 利用者に対する プロモーション(任意)	カ. 支払受付 キ. 履歴確認 ク. 取消(返金) ケ. 入金の確認 コ. セキュリティ監査	サ. 各種手続 シ. その他問合せ等

本章の読み方

本章の以降においては、表1に示した、加盟店等における業務の各項目について、運用の進め方を説明します。各項目においては、表2に示される形式を用いて、加盟店等が参照すべき箇所、および、本章とあわせて参照すべき資料を示しています。

加盟店等としての提供形態によって運用が異なります。本章を参照する場合、該当する提供形態の種類をあらかじめ確認してください。また、複数種類の形態を提供する場合、必ず該当する複数箇所の記載を確認してください(*1)。

(*1)例えば、利用者アプリ(機構所定のQRコードを使用)は自社構築するが、店舗アプリは「機構提供店舗アプリ」を使用する企業の場合、以下2箇所の確認が必要となります。

- ①利用者アプリ提供者(接続事業者)として、「共通コード」の「BP 提携利用者アプリ」部分の確認が必要
- ②BP 加盟店として、「共通コード」の「機構提供店舗アプリ」部分の確認が必要

表2:本章の読み方について(例)(*2)

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー	参照先文書、様式等
共通コード	機構提供店舗アプリ	ア	〇〇	・□□
	機構提供 QR ステッカー			
	その他店舗アプリ等			
	BP 提携利用者アプリ			
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等			
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたはWEB サイト			

* 店舗アプリ等:POS,CCT,店舗 APL,QR ステッカー等 BP 加盟店の店舗に設置する端末

(*2)表2に記載されている用語について、以下に示します。

(1)提供形態の種類

用語	説明
共通コード	機構が仕様規定を行った BP 共通のコード。当該 QR コード(あるいはバーコード)を使用し、取引を行う加盟店等はここを参照する。
機構提供店舗アプリ	「機構提供店舗アプリ」を指す。当該アプリを利用する BP 加盟店は、ここを参照する。
機構提供 QR ステッカー	「機構提供 QR ステッカー」を指す。当該ステッカーを利用する BP 加盟店は、ここを参照する。
その他店舗アプリ等	BP 加盟店が構築し利用・提供するアプリ等で、店舗に設置されるアプリ等のうち共通コードを採用するものを指す。具体的には、「BP 金融機関店舗アプリ等」「BP 提携店舗アプリ等」を指す。当該アプリ等を提供する加盟店等は、ここを参照する。
BP 提携利用者アプリ	「BP 提携利用者アプリ」を指す。当該アプリ等を提供する加盟店等は、ここを参照する。
ハウスコード	BP 加盟店が独自に仕様規定を行ったコード。当該 QR コード(あるいはバーコード)を使用し、取引を行う加盟店等はここを参照する。
BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等	BP 加盟店が構築し利用・提供するアプリ等のうちハウスコードを使用するアプリ等を指す。具体的には「BP 提携利用者アプリ」「BP 提携店舗アプリ等」「BP 提携 QR ステッカー」を指す。当該アプリ等を提供する加盟店等は、ここを参照する。
直接決済方式	直接決済方式は、コードは用いずに、アプリまたは BP 取引サイトから直接 API を通じてスマホ決済 SV に送信し、決済を行う方式。当該方式を使用し、取引を行う加盟店等はここを参照する。
BP 提携利用者アプリまたは取引サイト	直接決済方式を採用する「BP 提携利用者アプリ」「BP 提携取引サイト」を指す。当該アプリ等を提供する加盟店等は、ここを参照する。

*「Bank Pay ガイドライン」の1章、「1. Bank Pay の概要」に記載の定義ご参照。

(2)本章参照先

各業務の進め方に関して、本章で説明を記載している箇所を示しています。

表2は、例として「提供形態の種類」にかかわらず、全ての加盟店が本章の「ア」を参照すべきことを示しています。ただし、業務によっては、「提供形態の種類」によって必要な対応が異なる場合がありますので、加盟店等において該当する「本章参照先」を参照するよう、注意してください。

(3)運用フロー

一部の業務に対しては、「第2章 運用フロー」において運用フローを図示しています。該当する運用フローがある場合は、本章とあわせて参照してください。

表2は、例として「提供形態の種類」にかかわらず、全ての加盟店等が第2章の「No. ○○」を参照すべきことを示しています。ただし、業務によっては、「提供形態の種類」によって運用フローが異なる場合がありますので、加盟店等において該当する運用フローを参照するよう、注意してください。

(4)参照先文書、様式等

本マニュアル以外に参照すべきガイドライン・マニュアル等の文書がある場合はこの欄に記載しています。

本章とあわせて参照してください。

また、業務のために使用していただきたい様式類についてもこの欄に記載しています。本章において使用目的や連絡先を確認のうえ、使用してください。

表 2 は、例として「提供形態の種類」にかかわらず、全ての加盟店等が「□□」を参照すべきことを示しています。ただし、業務によっては、「提供形態の種類」によって、参照すべき文書や使用すべき様式が異なる場合がありますので、各 BP 加盟店等において該当する文書・様式を確認するよう、注意してください。

2. Bank Pay 参加・準備について

第1章1節の表1に示した加盟店における「1. Bank Pay 参加・準備」の各業務について、説明します。なお、加盟店等は、予め機構に対し登録加盟店等区分で J-debit ガイドラインに従い、入会していただく必要がございます。

ア. Bank Pay 申込・契約

以下表及び表1に加盟店等が参照もしくは締結、提示が必要な規約・契約書・申請書類を記載します。加盟店等は、BP 加盟店金融機関の案内に従って対応をしてください。

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー＊1	参照先文書、様式等
共通コード	その他店舗アプリ等	A)	3	・技術資料開示及び機密保持義務同意書 ・Bank Pay 加盟店規約 (または Bank Pay 公的加盟機関規約) ・Bank Pay 加盟店等登録規定 (または公的加盟機関登録規定) ・Bank Pay 加盟店契約申込書(各金融機関版) (または Bank Pay 公的加盟機関契約申込書) ・Bank Pay 加盟店登録依頼書 ・Bank Pay 店舗登録依頼書 ・Bank Pay 提供事業者用チェックシート＊3 ・加盟店売上明細データ利用申込書 ＊6 ・スマホ決済 SV 接続情報申請書 ＊4、＊7 ・全銀協マスターデータの二次利用に関する同意書 ＊8
	BP 提携利用者アプリ	B)	4	・技術資料開示及び機密保持義務同意書 ・Bank Pay 参加規約 ・Bank Pay 参加同意書 ・Bank Pay Web 申請システム(参加同意・基本情報登録申請) ・Bank Pay 接続事業者契約申込書(各金融機関版) ・Bank Pay 加盟店等登録規定 ・Bank Pay 加盟店登録依頼書 ・Bank Pay Web 申請システム(提供サービス登録申請) ・Bank Pay 提供事業者用チェックシート ・加盟店売上明細データ利用申込書 ＊6 ・スマホ決済 SV 接続情報申請書 ＊4 ・Bank Pay Web 申請システム(再接続事業者・間接加盟店登録申請)＊5 ・全銀協マスターデータの二次利用に関する同意書 ＊8
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等	C)	5	・技術資料開示及び機密保持義務同意書 ・Bank Pay 加盟店規約 ・Bank Pay 加盟店等登録規定
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたはWEB サイト			・Bank Pay 参加規約 ・Bank Pay 参加同意書 ・Bank Pay Web 申請システム(参加同意・基本情報登録申請)

				請) ・Bank Pay 加盟店契約申込書及び別紙(各金融機関版) ・Bank Pay 加盟店登録依頼書 ・Bank Pay Web 申請システム(提供サービス登録申請) ・Bank Pay 提供事業者用チェックシート ・加盟店売上明細データ利用申込書 *6 ・スマホ決済 SV 接続情報申請書 *4 ・Bank Pay Web 申請システム(再接続事業者・間接加盟店登録申請) *5 ・全銀協マスターデータの二次利用に関する同意書 *8
--	--	--	--	---

- *1 「第2章 運用フロー」において運用フローを図示しています。
- *2 「機構提供店舗アプリ」利用の場合のみ確認が必要です。
- *3 加盟店金融機関に記載を求められた場合のみ必要です。
- *4 試験環境システム用の申請書と本番環境システム用の申請書がそれぞれございます。
- *5 接続事業者が再接続事業者の取り扱いをする場合に必要です。
- *6 クリアリングセンタより直接クリアリングデータを受け取る場合のみ必要です。
- *7 BP 通信情報処理センターを利用する場合は不要です。
- *8 機構入会済み又は BP 参加同意書提出済みの接続事業者・直接契約加盟店が全銀協マスターデータを利用する場合は事務局宛に提出が必要です。

表1. 加盟店等が参照・締結・申請が必要な書類

区分毎の必要申請書・契約書、関係規約類整理

●：対象、▲条件付対象、－：対象外

No	必要契約書等					提供形態の種類		
	種類	名称	様式規定者	受領の流れ	補足	【共通コード】 その他店舗アプリ等 (加盟店)	【共通コード】 BP提携 利用者アプリ (接続事業者)	【ハウスコード】 BP提携利用者アプリ 及び店舗アプリ等/ 【直接決済方式】 BP提携利用者アプリ またはWEBサイト (接続事業者兼加 盟店)
1	規約類	BP加盟店等登録規程 (または公的加盟機関登録規定)	JEPPPO	—	加盟店等によるBP参加時の登録方法について規程している。	●	●	●
2		BP参加規約	JEPPPO	—	機構、BP発行金融機関、BP加盟店金融機関、接続事業者、NTTデータの義務・遵守事項について規定している。	—	●	●
3		BP加盟店規約 (またはBP公的加盟機関規約)	JEPPPO	—	BP加盟店の義務・遵守事項について主に規定している。	●	—	●
4		BP店舗アプリ利用規約	JEPPPO	—	機構提供店舗アプリ利用時に表示される利用規約。主に同アプリ利用時の遵守事項について規程している。	—	—	—
5	契約書類	BP加盟店契約申込書 (またはBP公的加盟機関契約) (各金融機関版)	加盟店金融機関	加盟店等→加盟店金融機関	BP加盟店と加盟店金融機関間の契約書。主に加盟店口座の指定や、加盟店手数料について取り決めについて記載する。	●	—	●
6		BP加盟店契約申込書 (各金融機関版) 別紙	加盟店金融機関	加盟店等→加盟店金融機関	BP加盟店と加盟店金融機関間の契約書別紙。BP加盟店が接続事業者も兼ねる場合の、遵守事項等取り決めについて記載する。	—	—	●
7		BP接続事業者契約申込書 (各金融機関版)	加盟店金融機関	加盟店等→加盟店金融機関	接続事業者と加盟店金融機関間の契約書。主に接続事業者の遵守事項等取り決めについて記載する。	—	●	—
8		BP参加同意書	JEPPPO	加盟店等→JEPPPO	参加規約への同意の意思を表明する。	—	●	●
9	基本的な 依頼書／ 申請書類	BP加盟店登録依頼書	JEPPPO	加盟店等→加盟店金融機関→JEPPPO	加盟店等の提供形態等基本情報を記載した申請書。	●	▲ ※ 2	▲ ※ 2
10		BP店舗登録依頼書	JEPPPO	加盟店等→加盟店金融機関→JEPPPO	導入店舗数が2店舗以上ある場合に、店舗の住所情報を記載するための申請書。機構のHP等で利用者に案内するため等目的が必要。	▲ ※ 3	—	—
11		スマホ決済SV接続情報申請書 ※ 1	JEPPPO	加盟店等→NTTD 及びJEPPPO	スマホ決済SVとの接続を目的とした認証情報取得のための申請書	▲ ※ 4	●	●
12		BP提供事業者用チェックシート	JEPPPO	加盟店等→加盟店金融機関→JEPPPO	加盟店等によるガイドライン遵守状況を加盟店金融機関がチェックするためのフォーマット。初回登録審査時及び定期監査時に提出が必要。	▲ ※ 5	●	●
13		技術資料開示及び機密保持義務同意書	JEPPPO	加盟店等→加盟店金融機関→JEPPPO	Bank Payに係る情報の開示を依頼するための機密保持同意書。	●	●	●
14		全銀協マスタデータの二次利用に関する同意書	JEPPPO	加盟店等→JEPPPO	JEPPPOが提供する全銀協マスタデータの二次利用を希望する場合、必要となる同意書。	▲ ※ 6	▲ ※ 6	▲ ※ 6

※ 1 本番環境用、試験環境用 がそれぞれ存在する

※ 4 BP通信情報処理センターを利用する場合不要

※ 2 JEPPPOへの提出は不要

※ 5 加盟店金融機関より提示を求められた場合のみ必要

※ 3 複数店舗がある場合に必要

※ 6 全銀協マスタデータを利用する場合に必要

A) 「その他店舗アプリ等」提供の加盟店の場合

A)ー1. 技術資料開示及び機密保持義務同意書の記入

BP 加盟店は、Bank Pay に係る情報の開示を依頼するにあたり、BP 加盟店金融機関が提示する「技術資料開示及び機密保持義務同意書」に記入して BP 加盟店金融機関に提出してください。

A)ー2. 加盟店契約の締結

BP 加盟店は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示する Bank Pay 加盟店契約申込書(名称は異なる場合があります)の様式を用いて加盟店契約を締結してください。この際、BP 加盟店金融機関より、Bank Pay 提供事業者用チェックシートの記載を求められた場合のみ、当該チェックシートも記入の上、加 BP 加盟店金融機関へ提示してください。

A)ー3. Bank Pay 加盟店登録依頼書の記入

BP 加盟店は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示する「Bank Pay 加盟店登録依頼書」に記入して BP 加盟店金融機関に提出してください。記入方法については、BP 加盟店金融機関の案内に従ってください。

A)ー4. Bank Pay 店舗登録依頼書の記入

BP 加盟店は、Bank Pay 導入店舗数が2店舗以上である場合は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示する Bank Pay 店舗登録依頼書(※)に記入してください。記入方法については、BP 加盟店金融機関の案内に従ってください。

(※)BP 加盟店が GW システム提供者を利用する場合、ご提出は Excel 書式にて行っていただきます。

A)ー5. スマホ決済 SV 接続情報申請書の記入

BP 加盟店は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示するスマホ決済 SV 接続情報申請書に記入して「Bank Pay Web 申請システム(スマホ決済 SV 接続情報申請)」より提出してください。本申請書ご提出を契機に、NTT データよりスマホ決済 SV へ接続するための必要情報(認証情報)を送付します。試験環境用の申請書には「加盟店コード」が、本番環境用の申請書には「加盟店 ID」がそれぞれ必要となるため、申請より前に BP 加盟店金融機関より受領してください。(※)

当該認証情報は、試験開始前までに、加盟店等のサーバに対し設定が必要な情報であり、かつ、ご提出から NTT データによる発送まで相応の期間がかかるため、試験用の申請のみ先行して提出する等余裕のあるスケジュールでご提出ください。具体的な申請期限・接続開始スケジュールは会員 HP に掲載のスマホ決済 SV 接続情報申請書の提出に関する資料を参照してください。

また、IP アドレスの登録依頼をした場合は、通信確認実施期間にて、スマホ決済 SV への疎通確認を実施してください。詳細はスマホ決済 SV 接続情報申請書の提出に関する資料を参照してください。

(※)BP 加盟店が BP 通信情報処理センターを利用する場合、本様式のご提出は不要です。

A)ー6. 全銀協マスターデータの二次利用に関する同意書の記入

BP 加盟店は、全銀協マスターデータの二次利用を行う場合は、全銀協マスターデータの二次利用に関する同意書に記入して事務局宛に提出してください。

※詳細は5. その他手続・問合せ等についてのシ. 各種手続を参照ください。

B) 「BP 提携利用者アプリ」提供の加盟店等の場合

B)ー1. 技術資料開示及び機密保持義務同意書の記入

BP 加盟店は、Bank Pay に係る情報の開示を依頼するにあたり、BP 加盟店金融機関が提示する「技術資料開示及び機密保持義務同意書」に記入して BP 加盟店金融機関に提出してください。

B)ー2. 接続事業者契約の締結

加盟店等は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示する Bank Pay 接続事業者契約申込書(名称は異なる場合があります)の様式を用いて契約を締結してください。

B)ー3. Bank Pay 参加同意書の記入

加盟店等は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示する Bank Pay 参加規約を確認し、Bank Pay 参加同意書を記入の上、Bank Pay Web 申請システム(参加同意・基本情報登録申請)より申請してください。この際、Bank Pay 提供事業者用チェックシートも記入の上、BP 加盟店金融機関へ提示してください。(同チェックシートの提出時期について、開発スケジュールやセキュリティ審査スケジュールの関係から、契約のタイミングに間に合わないことも想定されます。この場合の提出時期については、BP 加盟店金融機関へご相談ください。)

さらに、再接続事業者との接続を行う場合は、再接続事業者との契約を行い、再接続事業者取扱いに関する届出書を記入の上、BP 加盟店金融機関へ提示してください。再接続事業者には、加盟店等の責任において、参加規約およびチェックシートの同等部分を順守させてください。

B)ー4. Bank Pay 加盟店登録依頼書の記入

加盟店等は、契約先の加盟店金融機関が提示する「Bank Pay 加盟店登録依頼書」に記入して BP 加盟店金融機関に提出してください。記入方法については、BP 加盟店金融機関の案内に従ってください。

また、Bank Pay Web 申請システム(提供サービス登録申請)より申請をしてください。

B)ー5. 「スマホ決済 SV 接続情報申請書」の記入

加盟店等は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示するスマホ決済 SV 接続情報申請書に記入して「Bank Pay Web 申請システム(スマホ決済 SV 接続情報申請)」より提出してください。本申請書ご提出を契機に、NTT データよりスマホ決済 SV へ接続するための必要情報(認証情報)を送付します。

当該認証情報は、試験開始前までに、加盟店等のサーバに対し設定が必要な情報であり、かつ、ご提出から NTT データによる発送まで相応の期間がかかるため、試験用の申請のみ先行して提出する等余裕のあるスケジュールでご提出ください。具体的な申請期限・接続開始スケジュールは会員 HP に掲載のスマホ決済 SV 接続情報申請書の提出に関する資料を参照してください。

また、IP アドレスの登録依頼をした場合は、通信確認実施期間にて、スマホ決済 SV への疎通確認を実施してください。詳細はスマホ決済 SV 接続情報申請書の提出に関する資料を参照してください。

B)ー6. 全銀協マスターデータの二次利用に関する同意書の記入

BP 加盟店は、全銀協マスターデータの二次利用を行う場合は、全銀協マスターデータの二次利用に関する同意書に記入して事務局宛に提出してください。

※詳細は5. その他手続・問合せ等についてのシ. 各種手続を参照ください。

C) 「ハウスコード」、「直接決済方式」提供の加盟店の場合

C)ー1. 技術資料開示及び機密保持義務同意書の記入

BP 加盟店は、Bank Pay に係る情報の開示を依頼するにあたり、BP 加盟店金融機関が提示する「技術資料開示及び機密保持義務同意書」に記入して BP 加盟店金融機関に提出してください。

C)ー2. 加盟店契約の締結

加盟店等は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示する Bank Pay 加盟店契約申込書及び別紙(名称及び構成は異なる場合があります)の様式を用いて加盟店契約を締結してください。

C)ー3. Bank Pay 参加同意書の記入

加盟店等は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示する Bank Pay 参加規約を確認し、Bank Pay 参加同意書を記入の上、Bank Pay Web 申請システム(参加同意・基本情報登録申請)より申請してください。この際、Bank Pay 提供事業者用チェックシート(*)も記入の上、BP 加盟店金融機関へ提示してください。(同チェックシートの提出時期について、開発スケジュールやセキュリティ審査スケジュールの関係から、契約のタイミングに間に合わないことも想定されます。この場合の提出時期については、BP 加盟店金融機関へご相談ください。)さらに、再接続事業者との接続を行う場合は、再接続事業者との契約を行い、再接続事業者取扱いに関する届出書を記入の上、BP 加盟店金融機関へ提示してください。再接続事業者には、加盟店等の責任において、参加規約およびチェックシートの同等部分の順守させてください。

(*)BP 提携利用者アプリまたはサイトの加盟店の場合で、直接契約加盟店の下に間接契約加盟店がいる場合は、直接契約加盟店の監督責任のもと、各間接契約加盟店の「BP 提供事業者用チェックシート」の記入要否を判断してください。記入要と判断した場合は、各間接契約加盟店の記入済みのファイルを直接契約加盟店から BP 加盟店金融機関に提出してください。

C)ー4. Bank Pay 加盟店登録依頼書の記入

加盟店等は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示する「Bank Pay 加盟店登録依頼書」に記入して加盟店金融機関に提出してください。記入方法については、BP 加盟店金融機関の案内に従ってください。

また、Bank Pay WEB 申請システム(提供サービス登録申請)より申請をしてください。

C)ー5. スマホ決済 SV 接続情報申請書の記入

加盟店等は、契約先の BP 加盟店金融機関が提示するスマホ決済 SV 接続情報申請書に記入して「Bank Pay Web 申請システム(スマホ決済 SV 接続情報申請)」より提出してください。本申請書ご提出を契機に、NTT データよりスマホ決済 SV へ接続するための必要情報(認証情報)を送付します。試験環境用の申請書には「加盟店コード」が、本番環境用の申請書には「加盟店 ID」がそれぞれ必要となるため、申請より前に BP 加盟店金融機関より受領してください。

当該認証情報は、試験開始前までに、加盟店等のサーバに対し設定が必要な情報であり、かつ、ご提出から NTT データによる発送まで相応の期間がかかるため、試験用の申請のみ先行して提出する等余裕のあるスケジュールでご提出ください。具体的な申請期限・接続開始スケジュールは会員 HP に掲載のスマホ決済 SV 接続情報申請書の提出に関する資料を参照してください。

また、IP アドレスの登録依頼をした場合は、通信確認実施期間にて、スマホ決済 SV への疎通確認を実施してください。詳細はスマホ決済 SV 接続情報申請書の提出に関する資料を参照してください。

C)ー6. 全銀協マスターデータの二次利用に関する同意書の記入

BP 加盟店は、全銀協マスターデータの二次利用を行う場合は、全銀協マスターデータの二次利用に関する同意書に記入して事務局宛に提出してください。

※詳細は5. その他手続・問合せ等についてのシ. 各種手続を参照ください。

表2:業務用ツール・アプリの ID・PW 等に関するルール

対象者			加盟店			
業務用ツール・アプリ名			BP加盟店管理システム		機構提供店舗アプリ	
アカウント保有可能数			上限なし		上限なし	
業務用ツール・アプリ利用に必要なID・PW等			eメールアドレス	PW	端末ID	端末コード
業務用ツール・アプリ利用に必要なID・PW等に関するルール	取得方法	新規取得時	加盟店登録依頼書に記載して届出たeメールアドレス	左記eメールアドレスにPWを通知	BP加盟店管理システムの「端末追加」操作により取得	
		追加取得時	BP加盟店管理システムを操作してアカウント追加		BP加盟店管理システムの「端末追加」操作	
	使用文字等制約	桁数	—	8桁以上	13桁	4桁
		使用文字	—	半角英数時(複合)	数字	数字
	入力ミスによるロック	発生有無	無	無	無	無
		入力試行可能回数	—	—	—	—
		解除方法	—	—	—	—
	変更	可否	不可	可	不可	不可
		変更方法	—	管理画面にて変更	—	—

イ. 必要なシステム開発、端末の準備等

提供形態の種類に応じて下記の通り対応してください。

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー *1	参照先文書、様式等
共通コード	その他店舗アプリ等	A)	1	・CAFIS サービス仕様書 Bank Pay サービス編 ・CAFIS スマホデビット API 定義書 ・CAFIS スマホデビット API 定義書(スマホアプリ用 SDK 版) ・CAFIS 接続試験実施要領 Bank Pay 編
	BP 提携利用者アプリ		2	
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等			
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト			

*1 「第2章 運用フロー」において運用フローを図示しています。

A) 上記以外の加盟店等の場合

A)ー1. 基本的なシステムの開発／準備

加盟店等は、ご使用の店舗アプリ等に応じて、自社の方針または通信情報処理センター等の案内に従って店舗アプリ等準備もしくはシステム開発を実施してください。

また、自社で店舗アプリ等の新規システム開発が発生する場合、提携ガイドライン、NTT データ提供のサービス仕様書、API 定義書等に則り開発を実施し、接続試験実施要領に則り試験を実施してください。なお、スマホ決済 SV へ接続するための必要情報(認証情報)を NTT データから事前に送付する必要があり、当該情報は試験開始前までに、加盟店等のサーバに対し設定が必要な情報となります。「スマホ決済 SV 接続申請書」を「Bank Pay Web 申請システム(スマホ決済 SV 接続情報申請)」より提出することによって、認証情報の払い出しの申請をしてください。当該情報は申請から発送まで相応の期間がかかるため、余裕のあるスケジュールでご提出ください。(詳細は、「ア. Bank Pay 申込・契約」をご参照ください。)具体的な申請期限・接続開始スケジュールは会員 HP に掲載のスマホ決済 SV 接続情報申請書の提出に関する資料を参照してください。

また、IP アドレスの登録依頼をした場合は、通信確認実施期間にて、スマホ決済 SV への疎通確認を実施してください。詳細はスマホ決済 SV 接続情報申請書の提出に関する資料を参照してください。

また、BP 提携アプリ等における口座登録の開発に関して、BP 提携アプリの場合は SDK(※)を利用すること、提携サイト／アプリ(ブラウザ経由での口座登録)の場合は口座登録リダイレクト方式の API を利用することが必要となります。SDK を利用される場合は、「スマホ決済 SV 接続申請書」提出時に、NTT データへ併せて提供依頼をしてください。

※BP 提携アプリの口座登録用として、金融機関毎の接続仕様の差分吸収のため、スマホ決済 SV 事業者が無償提供するもの。接続事業者は SDK 利用で口座登録に係る開発負担の軽減が図れる。

A)ー2. BP 発行金融機関毎の情報の設定

「BP 提携利用者アプリ」「BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等」「BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト」提供加盟店等においては、当該加盟店等が提供する BP 提携利用者アプリ等を使用した、口座登録時に、提携可能な BP 発行金融機関のみを利用者に選択させる必要がある。従って、当該提携可能な BP 発行金融機関情報を、予め BP 加盟店金融機関より取得し、自社システムに設定する必要がある。

また、当該加盟店等においては、利用者が BP 提携利用者アプリ等で BP 取引を行う前に、BP 発行金融機

関が提供する BP 取引規定等情報をアプリ画面等に表示し、利用者に確認させたうえで合意する操作をさせる必要がある。このために、当該加盟店等は、機構の会員用サイトより、BP 発行金融機関毎の取引規定 URL 情報を取得し、自社システムに設定する必要がある。BP 提携利用者アプリ等構築にあたりアプリ等へ設定が求められる情報を表3に記載する。

表3. BP 提携利用者アプリ等構築にあたりアプリ等へ設定が求められる情報

No	該当情報		具体的な運用
1	当該 BP 提供利用者アプリ等で口座登録対象となる発行金融機関のリスト		BP 加盟店金融機関が、定期的に発行銀行手数料 WEB を確認し、発行金融機関の応諾状況を加盟店等へ任意のフォーマットで提供する
2	発行金融機関毎固有の情報	Bank Pay 取引規定を公開している URL	J-debitHP の会員専用ページに掲載されている
3		Bank Pay 取扱時間帯	
4		ネット口振方式の本人確認取扱時間帯	
5		発行金融機関ロゴマーク	
6		スマホ決済 SV に設定されている支払限度額	
7	Bank Pay 決済完了音データ (BP 提携利用者アプリ(共通コード)において使用が推奨されている)		J-debitHP の会員専用ページに掲載されている
8	Bank Pay アニメーションデータ		
9	Bank Pay 利用者アプリ規約(接続事業者向け参考例)		
10	Bank Pay 利用者アプリ プライバシーポリシー		

ウ. アクセプタンスマークの提示

提供形態の種類に応じて下記の通り対応してください。

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー * 1	参照先文書、様式等
共通コード	その他店舗アプリ等	A)	1	・無し
	BP 提携利用者アプリ	B)	2	
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等	C)	3	
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト	B)		

* 1 「第2章 運用フロー」において運用フローを図示しています。

A) 「その他店舗アプリ等」加盟店の場合

加盟店等は、事務局ホームページより Bank Pay のアクセプタンスマークをダウンロードし、各店舗へ配布の上、サービス開始日までに、各店舗のレジ横や店頭等にアクセプタンスマークの掲示を行ってください。

B) 「BP 提携利用者アプリ」「直接決済方式」加盟店の場合

加盟店等は、サービス開始日までに、利用者アプリや WEB サイト等に、Bank Pay のアクセプタンスマークを表示する等、Bank Pay を使用した決済であることを明記し、利用者がこれを認知できるようにしてください。なお、Bank Pay のアクセプタンスマークは事務局ホームページよりダウンロードが可能です。

C) 「ハウスコード」加盟店の場合

加盟店等は、事務局ホームページより Bank Pay のアクセプタンスマークは使用せず、自社の方針に従い対応を行ってください。

エ. 店舗スタッフとの共有

提供形態の種類にかかわらず、共通の業務です。

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー	参照先文書、様式等
共通コード	その他店舗アプリ等	オ	無し	・無し
	BP 提携利用者アプリ			
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等			
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト			

サービス開始日より前までに、本章、および、Bank Pay ガイドラインの内容に基づき、利用方法等運用方法、各種遵守事項について、Bank Pay を扱う主体者となる店舗スタッフ等の間で共有してください。

3. 利用推進について

第1章1節の表 1 に示した加盟店等における「2. 利用推進」の各業務について、説明します。

カ. 利用者に対するプロモーション（任意）

加盟店等が定める方針および方法のもと、プロモーションを実施してください。

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー	参照先文書、様式等
共通コード	機構提供店舗アプリ	カ	無し	・無し
	機構提供 QR ステッカー			
	その他店舗アプリ等			
	BP 提携利用者アプリ			
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等			
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト			

4. 取引実施・途上管理について

第1章1節の表1に示した加盟店等における「3. 取引実施・途上管理」の各業務について、説明します。

キ. 支払受付

機構所定の方法で支払受付を実施してください。機構提供店舗アプリおよび QR ステッカーの機能概要は、「Bank Pay ガイドライン」を参照してください。

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー	参照先文書、様式等
共通コード	機構提供店舗アプリ	キ	無し	・無し
	機構提供 QR ステッカー			
	その他店舗アプリ等			
	BP 提携利用者アプリ			
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等			
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト			

ク. 履歴確認

下記を参照し、機構所定の方法で履歴確認を実施してください。

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー	参照先文書、様式等
共通コード	機構提供店舗アプリ	A)	無し	・BP 加盟店管理システム操作マニュアル
	機構提供 QR ステッカー	B)		
	その他店舗アプリ等	C)		・無し
	BP 提携利用者アプリ			
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等			
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト			

A) 「機構提供店舗アプリ」加盟店の場合

BP 加盟店管理システムの「取引一覧」機能から、取引履歴を確認してください。また、機構提供店舗アプリの「履歴照会」機能からも、当該端末機の機構提供店舗アプリで実施した取引一覧を確認できます。

B) 「機構提供 QR ステッカー」加盟店の場合

BP 加盟店管理システムの「取引一覧」機能から、取引履歴を確認してください。

C) 上記以外の加盟店等の場合

ご使用の端末に応じて、自社の方針または通信情報処理センター等の案内に従って実施してください。

ケ. 取消 (返金)

下記を参照し、機構所定の方法で取消(返金)を実施してください。

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー	参照先文書、様式等
共通コード	機構提供店舗アプリ	A)	無し	・BP 加盟店管理システム操作マニュアル
	機構提供 QR ステッカー	B)		
	その他店舗アプリ等	C)		・無し
	BP 提携利用者アプリ			
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等			
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト			

A) 「機構提供店舗アプリ」加盟店の場合

利用者から返金の依頼を受けた場合、同日中(かつ、金融機関のサービス提供時間中)であれば、BP 加盟店管理システムまたは機構提供店舗アプリから操作して、元の売上取引に対して取消を行うことができます。

BP 加盟店管理システムの「取引一覧」機能から、該当する取引履歴を選択し、返金を実施してください。

また、機構提供店舗アプリの「取消」機能からも、当該端末機の機構提供店舗アプリで実施した取引の取消ができます。

なお、金融機関のサービス提供時間外においても、BP 加盟店管理システムおよび機構提供店舗アプリの画面には「取消」が操作可能な状態で表示されますが、取消操作を実施してもエラーとなり、その旨が画面に表示されます。この場合に、各 BP 加盟店が定める方針・方法に従って返金を実施してください(例:その場で現金をお渡しする、等)。

B) 「機構提供 QR ステッカー」加盟店の場合

利用者から返金の依頼を受けた場合、同日中(かつ、金融機関のサービス提供時間中)であれば、BP 加盟店管理システムから操作して、元の売上取引に対して取消を行うことができます。

BP 加盟店管理システムの「取引一覧」機能から、該当する取引履歴を選択し、返金を実施してください。

なお、金融機関のサービス提供時間外においても、BP 加盟店管理システムの画面には「取消」が操作可能な状態で表示されますが、取消操作を実施してもエラーとなり、その旨が画面に表示されます。この場合は、各 BP 加盟店が定める方針・方法に従って返金を実施してください(例:その場で現金をお渡しする、等)。

C) 上記以外の加盟店等の場合

利用者から返金の依頼を受けた場合、同日中(かつ、金融機関のサービス提供時間中)であれば、スマホ決済 SV に対し、取消用の決済電文を送信いただくことにより、元の売上取引に対して取消を行うことができま

す。その他個別の機能やサービスについては、ご使用の端末に応じて、自社の方針または通信情報処理センター等の案内に従って実施してください。

コ. 入金の確認

提供形態の種類にかかわらず、加盟店等は、Bank Pay 取引の入金について、定期的に確認を行ってください。ただし、接続事業者においては、加盟店金融機関からの入金はございません。

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー	参照先文書、様式等
共通コード	機構提供店舗アプリ	コ	無し	・無し
	機構提供 QR ステッカー			
	その他店舗アプリ等			
	BP 提携利用者アプリ			
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等			
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト			

サ. セキュリティ監査

提供形態の種類にかかわらず、共通の業務です。

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー	参照先文書、様式等
共通コード	機構提供店舗アプリ	サ	無し	・Bank Pay 提供事業者 用チェックシート
	機構提供 QR ステッカー			
	その他店舗アプリ等			
	BP 提携利用者アプリ			
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等			
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト			

機構では、加盟店等に対して、Bank Pay の安全性の維持向上を目的とした監査を定期的実施しています。この監査は、機構が提示するチェックシート形式の質問に対して回答頂くものです。加盟店等は、機構からセキュリティ監査の依頼を受けた場合には、回答のうえ返信してください。

再接続事業者との接続を行っている場合は、加盟店等の責任において、再接続事業者の定期監査を行い、チェックシートの同等内容を順守させてください。

5. その他手続・問合せ等について

第1章1節の表1に示した加盟店等における「4. その他手続・問合せ等」の各業務について、説明します。

シ. 各種手続

下記を参照し、対応してください。あわせて表1を参照し、具体的なケースごとに、加盟店金融機関または機構事務局に必要な様式について確認してください。なお、各種手続に必要な対応は、契約先の加盟店金融機関によって異なる場合があります。

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー * 1	参照先文書、様式等
共通コード	機構提供店舗アプリ	A)～D)、 F)～G)、I)	4, 5	・(各項目の説明をご参照)
	機構提供 QR ステッカー	A)～C)、 E)～G)、I)		
	その他店舗アプリ等	A)～C)、I)	無し	
	BP 提携利用者アプリ	A)C)H) I)		
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等	A)C)G) I)		
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト	A)C)G) I)		

* 1 「第2章 運用フロー」において運用フローを図示しています。

A) 加盟店情報変更

加盟店等は、加盟店契約締結時に「Bank Pay 加盟店登録依頼書」及び「Bank Pay 加盟店契約申込書(名称は異なる場合があります)」に記入して BP 加盟店金融機関に届出た加盟店情報に変更が必要な場合(*), 契約先の BP 加盟店金融機関に連絡してください。BP 加盟店金融機関から、変更情報について「Bank Pay 加盟店登録依頼書」及び「Bank Pay 加盟店契約申込書(名称は異なる場合があります)」への記入を求められた場合は、BP 加盟店金融機関の案内に従って記入してください。

また、BP 提携利用者アプリまたは WEB サイトの場合は、Bank Pay Web 申請システムより加盟店情報の変更申請をしてください。

(*)提供するサービスの種類に関し変更がある場合(例えば、今までは BP 提携利用者アプリで共通コードを使用したサービスを提供しており、今後 BP 提携取引サイトも使用したサービスも追加で提供する場合)も含まれます。

B) 店舗情報変更

加盟店等は、加盟店契約締結時に Bank Pay 店舗登録依頼書に記入して BP 加盟店金融機関に届出た店舗情報に変更が必要な場合、契約先の BP 加盟店金融機関に連絡してください。BP 加盟店金融機関から、変更情報について Bank Pay 店舗登録依頼書への記入を求められた場合は、BP 加盟店金融機関の案内に従って記入してください。

C) 解約・加盟店コードの利用停止

加盟店等は、加盟店契約の解約を申請する場合、契約先の BP 加盟店金融機関に連絡してください。また、特定の加盟店コードの利用停止を申請する場合(例:複数あった入金口座をまとめたために、一部の加盟店コードが不要となる場合)、においても同様に、契約先の BP 加盟店金融機関に連絡してください。

D) 機構提供店舗アプリの端末 ID 追加発行

BP 加盟店は、機構提供店舗アプリ端末 ID の追加発行が必要な場合、BP 加盟店管理システムの「端末追加」操作を行ってください。この際、「BP 加盟店管理システム操作マニュアル」を参照してください。

なお、BP 加盟店が、機構提供店舗アプリの端末 ID 追加の際に、BP 加盟店金融機関または事務局に対して提出が必要な様式はありません。

ただし、レジカウンターの増設等の理由でアクセプタンスマークの追加申請が必要な場合は、「Bank Pay アクセプタンスマーク・QR ステッカー追加申込書」様式に記入のうえで事務局に対して提出してください。当該

様式には、加盟店情報、記入者情報、必要なアクセプタンスマークの部数、アクセプタンスマークの郵送先情報を記入する必要があります。事務局は、BP 加盟店から「Bank Pay アクセプタンスマーク・QR ステッカー追加申込書」の提出を受け、当該様式に記入された郵送先住所に対して、アクセプタンスマークを郵送します。

E) 機構提供 QR ステッカーの端末 ID 追加発行

BP 加盟店は、QR ステッカー端末 ID の追加発行が必要な場合、BP 加盟店管理システムの「端末追加」操作を行ってください。この際、「BP 加盟店管理システム操作マニュアル」を参照してください。

次に BP 加盟店は、Bank Pay アクセプタンスマーク・QR ステッカー追加申込書様式に記入のうえで事務局に対して提出してください。当該様式には、加盟店情報、記入者情報、QR ステッカーの郵送先情報に加え、上記の「端末追加」操作によって発行された新たな端末 ID を記入する必要があります。この端末 ID の特定方法については「BP 加盟店管理システム操作マニュアル」を参照してください。

また、レジカウンターの増設等の理由でアクセプタンスマークの追加申請が必要な場合は、「Bank Pay アクセプタンスマーク・QR ステッカー追加申込書」に、必要なアクセプタンスマークの部数も記入のうえで事務局に対して提出してください。

事務局は、BP 加盟店から「Bank Pay アクセプタンスマーク・QR ステッカー追加申込書」の提出を受け、当該様式に記入された郵送先住所に対して、QR ステッカーおよびアクセプタンスマークを郵送します。

F) アクセプタンスマークの追加申請

BP 加盟店は、D)、E)のケースとは別に、アクセプタンスマークの追加申請をする場合は、Bank Pay アクセプタンスマーク・QR ステッカー追加申込書様式に記入のうえで事務局に対して提出してください。当該様式には、加盟店情報、記入者情報、必要なアクセプタンスマークの部数、アクセプタンスマークの郵送先情報を記入する必要があります。事務局は、BP 加盟店から「Bank Pay アクセプタンスマーク・QR ステッカー追加申込書」の提出を受け、当該様式に記入された郵送先住所に対して、アクセプタンスマークを郵送します。

G) 電子マネー業務の海外取引取扱いに関する追加申請

Bank Pay は日本国内における利用者および BP 加盟店に対して提供されるものとしています。

従って、カード型もしくはサーバ型の前払式支払手段(電子マネー等)に対し BP 取引でチャージした場合も、当該前払式支払い手段は、日本国内の店舗での利用を前提とします。万一海外での利用も可能な前払式支払い手段に対して BP 取引でのチャージを行いたい場合は、その旨を BP 加盟店金融機関に報告(*)し、BP 取引の承認を得る必要があります。

(*)報告手段は加盟店金融機関任意の手段とします。

H) 再接続事業者情報変更

加盟店等は、接続を行う再接続事業者の追加・変更・削除が必要な場合、Bank Pay Web 申請システム(再接続事業者・間接加盟店登録申請)より申請してください。

I) 全銀協マスターデータの情報開示

加盟店等は、事務局が全銀協より取得している「金融機関・店舗情報(以下、全銀協マスターデータ)」の情報を取得する場合、BP 加盟店金融機関より提示の「全銀協マスターデータの二次利用に関する同意書」を記入の上、写しを事務局へ提出してください。(「全銀協マスターデータの二次利用に関する同意書」は、機構提供の会員用サイトからもダウンロードが可能)

事務局へ写しを提出する際は、以下項目をメール本文へ記載の上送付をしてください。

- ・パスワード送付先 ご担当者名
- ・パスワード送付先 メールアドレス
- ・パスワード送付先 電話番号

事務局は、「全銀協マスターデータの二次利用に関する同意書」の写しを受領後、加盟店等に対して全銀協マスターデータ情報の取得に係るパスワードを送付します。加盟店等や直接加盟店は、JEPPPO 会員専用/入会前事業者ページより「全銀協支店マスターデータ」を取得してください。

J) 必要ドキュメント類の開示

加盟店等は、機構への入会后、必要な各種ドキュメント類・申請書類を機構提供の会員用サイトよりダウンロード可能となります。

表 1:加盟店ケース別 使用様式について

<凡例> ●必須 ×不要 ▲個別加盟店金融機関の案内に従う

No.	ケース	ケース概要	ケース例	使用する様式種類別の要否・申込区分					備考	
				加盟店金融機関に提出するもの			機構事務局に提出するもの			
				加盟店契約変更契約書※1	BP加盟店登録依頼書		BP店舗登録依頼書※2	BPアクセプタンスマーク・QRステッカー追加申込書		
					情報変更	解約				
1	加盟店情報変更	入金口座の変更	BP取扱開始後、入金口座を変更	入金口座を店舗口座から本社口座へ変更して入金を本社へ集約する等	▲	▲	×	×	×	
2		加盟店名称の変更	BP取扱開始後、契約新規の際に申請した加盟店名称に変更が発生	合併による加盟店名称変更、等	×	●	×	×	×	
3		BPご担当者・連絡先の変更	BP取扱開始後、契約新規の際に申請したBPご担当者情報に変更が発生	BPご担当者(機構事務局とのご連絡窓口) and/or ご連絡先の変更	×	●	×	×	×	
4		提供サービスの変更	BP提携アプリ等提供加盟店等が取扱開始後、提供サービスの変更が発生	BP提携利用者アプリで共通コードを使用したサービスを提供している接続事業者が、つかでBP提携取引サイトを使用したサービスも提供する 等	▲	●	×	×	×	
5	店舗情報変更	店舗数の変更	BP取扱開始後、店舗数を増やす、または減らす	新店舗オープン、一部店舗閉鎖、等	×	×	×	●	×	QRステッカー/アクセプタンスマークの追加が必要な場合、合わせてNo.10～11を実施
6		店舗名称・住所の変更	BP取扱開始後、店舗情報(名称・住所)に変更が発生	合併による店舗名称変更、店舗移転による住所変更、等	×	×	×	●	×	加盟店情報に変更がある場合、合わせてNo.1～3を実施
7		利用者向け公開情報の変更	BP取扱開始後、Webでの利用者向け公開情報(URL・電話番号) and/or 公開可否に変更が発生	HPリニューアルによるURL変更、HP新設により利用者向けに情報公開を開始、等	×	×	×	●	×	
8	解約		BPを解約(特定の加盟店コードが不要となり利用停止する場合を含む)	BP取扱を停止、複数あった入金口座をまとめたために不要となった加盟店コードを利用停止、等	×	×	●	×	×	解約手続きは、基本的にはBP加盟店金融機関の案内に従って実施
9	その他手続	BP店舗アプリの端末ID追加発行	BP取扱開始後、BP店舗アプリの台数を増やす	レジカウンター増設に伴い新タブレットを購入してBP店舗アプリを利用、不正取引等を受けての既存端末IDを無効化した後、代替となる端末IDを追加、等	×	×	×	×	×	BP加盟店管理システム「端末追加」操作で端末ID追加発行
10		QRステッカーの端末ID追加発行	BP取扱開始後、QRステッカー枚数を増やす(減らす場合は不要)	レジカウンター追加に伴い、掲示するQRステッカーも追加等	×	×	×	×	●	
11		アクセプタンスマーク追加	BP取扱開始後、アクセプタンスマークを追加	アクセプタンスマークが日焼けで劣化したため、貼り替えた等	×	×	×	×	●	
12		通帳印字情報の初回設定・変更	BP新規加入時、売場ごとに異なる通帳印字用加盟店名を設定、BP取扱開始後、通帳印字用加盟店名を変更	売場ごとに、異なる通帳印字用加盟店名を設定したい、売場再編によるタブレット移動を受け、通帳印字用加盟店名を変更したい等	×	×	×	×	×	

※1 各金融機関が制定する個別の様式を使用 ※2 一加盟店においてBank Pay導入店舗が複数ある場合に記入対象

ス. その他問合せ等対応

下記の問合せについてはヘルプデスクに連絡してください。

提供形態の種類		本章参照先	運用フロー *1	参照先文書、様式等
共通コード	機構提供店舗アプリ	A)ー1	6,7,8	・(各項目の説明をご参照)
	機構提供 QR ステッカー	B)～D)		
	その他店舗アプリ等	A)ー2、		

	BP 提携利用者アプリ	B)～D)		
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等			
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト			

* 1 「第2章 運用フロー」において運用フローを図示しています。

A) 端末不正時・不正取引時の対応

A)－1. 「機構提供店舗アプリ」「機構提供 QR ステッカー」加盟店の場合

BP 加盟店において端末機または QR ステッカーに不正(身に覚えのない破壊・変形・損傷)や盗難が発生した場合、また、加盟店情報窃取等による不正取引(その疑いを含む)が発覚した場合は、被害拡大抑止対策のために、当該端末機の機構提供店舗アプリまたは QR ステッカーの端末 ID を無効化して取引を停止させる必要があります。

BP 加盟店は、BP 加盟店管理システムを操作して当該機構提供店舗アプリまたは QR ステッカーの端末 ID を「無効化」してください。BP 加盟店管理システムから「無効化」操作以降(「有効化」操作を行うまでは)、当該端末 ID の機構提供店舗アプリまたは QR ステッカーの取引が停止されます。操作方法については、「BP 加盟店管理システム操作マニュアル」を参照してください。

警察への被害届提出については、各 BP 加盟店における方針に基づき実施してください。また、当該事象について、速やかに BP 加盟店金融機関へご報告ください。(加盟店からの加盟店金融機関への報告について、報告様式は指定なし。「Bank Pay 不正利用被害報告書」の様式を使用しない場合でも、同等の内容を報告すること。)

BP 加盟店は、一度無効化した機構提供店舗アプリまたは QR ステッカーの端末 ID による取引を再開する際は、BP 加盟店管理システムを操作して、当該端末 ID を有効化してください。操作方法については、「BP 加盟店管理システム操作マニュアル」を参照してください。

A)－2. 上記以外の加盟店等の場合

提供形態の種類やご使用の店舗アプリ等に応じて、自社方針、もしくは、通信情報処理センターの案内に従ってご対応ください。ただし、不正利用被害を確認、または不正が疑われる取引を確認した場合は、速やかに BP 加盟店金融機関へ速やかにご報告ください。(加盟店からの加盟店金融機関への報告について、報告様式は指定なし。「Bank Pay 不正利用被害報告書」の様式を使用しない場合でも、同等の内容を報告すること。)

B) 利用者に連絡をとりたい場合の依頼及び対応

BP 加盟店は、利用者に返金しなければならない等の理由で利用者への連絡を要する場合は、「Bank Pay 利用者連絡先調査依頼書」に記入してヘルプデスクに FAX で送信してください。

なお、利用者連絡先調査のフローは下記の通りです。

1. BP 加盟店は「Bank Pay 利用者連絡先調査依頼書」に必要事項を記入のうえ、ヘルプデスクに FAX で連絡する
2. ヘルプデスクは内容を確認のうえ、BP 発行金融機関に連絡、照会する
3. BP 発行金融機関は利用者確認等を行ない、ヘルプデスクへ結果を返信する
4. ヘルプデスクは、加盟店へ結果を伝える
5. BP 加盟店は利用者に連絡する。または利用者が加盟店宛に連絡をする

C) 加盟店連絡先調査の依頼及び対応

利用者が、取引履歴の内容確認等の理由から、加盟店連絡先の調査を接続事業者もしくは BP 発行金融機関に依頼した場合、ヘルプデスクを経由して、BP 加盟店金融機関から加盟店に対して連絡先を問い合わせることがあります。その場合、BP 加盟店は、加盟店連絡先調査に協力して下さい。

接続事業者は、BP 加盟店への連絡を要する場合は、「Bank Pay 加盟店連絡先調査依頼書」に記入してヘルプデスクに FAX で送信してください。

なお、加盟店連絡先調査のフローは下記の通りです。

1. 利用者が接続事業者／BP 発行金融機関に、BP 加盟店の連絡先について問い合わせる
2. 接続事業者／BP 発行金融機関は、「Bank Pay 加盟店連絡先調査依頼書」に、利用者に確認のうえで必要事項を記入し、ヘルプデスクに FAX で連絡する
3. ヘルプデスクは内容を確認のうえ、BP 加盟店金融機関(間接契約加盟店は直接契約加盟店経由)に連絡、照会する
4. BP 加盟店金融機関(間接契約加盟店は直接契約加盟店経由)は加盟店への連絡先確認を行い、ヘルプデスクへ結果を返信する
5. ヘルプデスクは接続事業者／BP 発行金融機関へ結果を伝える
6. 接続事業者／BP 発行金融機関は利用者へ加盟店連絡先を伝える
7. 利用者は BP 加盟店に連絡をする

D) 接続事業者に連絡をとりたい場合の依頼及び対応

BP 発行金融機関が、取引照会等の理由で接続事業者への連絡を要する場合は、ヘルプデスクを経由して、BP 加盟店金融機関から接続事業者に対して連絡先を問い合わせることがあります。その場合、接続事業者は、接続事業者連絡先調査に協力して下さい。

なお、接続事業者連絡先調査のフローは下記の通りです。

1. BP 発行金融機関は「Bank Pay 接続事業者連絡先調査依頼書」に必要事項を記入のうえ、ヘルプデスクに FAX で連絡する
2. ヘルプデスクは内容を確認のうえ、BP 加盟店金融機関に連絡、照会する
3. BP 加盟店金融機関は接続事業者への連絡先確認を行い、ヘルプデスクへ結果を返信する
4. ヘルプデスクは BP 発行金融機関へ結果を伝える

E) 代表加盟店方式採用時の対応

BP 加盟店において代表加盟店方式を採用する場合、BP 間接加盟店との契約を行う必要があります。また、その際は、BP 加盟店の責任において、各規約・ガイドライン記載の遵守事項を BP 間接加盟店に対し、遵守させるようにする必要があります。

セ. システム故障時の情報集約について

加盟店等のシステム(*)または Bank Pay システムにおけるシステム故障時の対応について示します。故障情報を共有するために、事務局およびヘルプデスクへ情報を集約することとします。BP 加盟店から故障情報を確認する場合は、ヘルプデスクにお問合せ下さい。

* 加盟店等の内、通信情報処理センターを介さずに直接スマホ決済 SV に接続している加盟店等のシステムのみ対象とする。

加盟店等の提供形態の種類		本章参照先	運用フロー	参照先文書、様式等
共通コード	機構提供店舗アプリ	セ	無	・Bank Pay/J-Debit システム故障速報
	機構提供 QR ステッカー			
	その他店舗アプリ等			
	BP 提携利用者アプリ			
ハウスコード	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等			
直接決済方式	BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト			

A) 加盟店等のシステム故障時の情報集約について

加盟店等のシステムにおいて、故障時間が 30 分以上に及ぶと想定される場合は、「Bank Pay/J-Debit システム故障速報」にて故障状況を事務局とヘルプデスクにメールまたは FAX で連絡してください。また、故障が回復するまでの間、状況が変わり次第、続報を「Bank Pay/J-Debit システム故障速報」により事務局へ連絡してください。

加えて、オンライン故障時は CAFIS センタ、クリアリングデータ配信時における故障時はクリアリングセンターに対しても当該事象について連絡してください。この際、あらかじめ CAFIS センタおよびクリアリングセンターから指定されている連絡先を使用してください。

B) Bank Pay システム故障時の加盟店センタに対する情報共有について

CAFIS、クリアリングセンター、スマホ決済 SV、またはネット口振システムにおいて故障が発生し、Bank Pay アプリ提供に問題が発生した場合は、NTT データから、影響のある各センタに対して同報メールまたは FAX で障害状況を連絡します。

C) 機構提供利用者アプリ／店舗アプリ故障時の問合せ対応について

機構提供利用者アプリ、機構提供店舗アプリ、ネット口振システムまたはスマホ決済 SV において故障が発生し、利用者および BP 加盟店における Bank Pay 利用に問題が発生した場合は、NTT データからヘルプデスクに連絡します。これを踏まえて、ヘルプデスクは利用者や加盟店から問合せを受けた場合に状況を説明します。

ソ. 解約手続き

Bank Pay を解約する場合は、サービス終了日の 1 か月前までに「Bank Pay 解約依頼書」、「Bank Pay 加盟店登録依頼書」をご提出ください。また、「スマホ決済 SV 接続情報申請書(試験環境用/本番環境用)」をサービス終了日の 7 週間前までにご提出ください。「Bank Pay 解約依頼書」内の「2. 解約区分」に漏れなく✓印を記入してください。

BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト加盟店の場合、Bank Pay Web 申請システムの「提供サービス登録申請」、「スマホ決済 SV 接続情報申請(試験環境/本番環境)」よりサービス終了の申請をしてください。

6. 様式・提出先

本章に記載の業務において使用していただく様式・提出先、およびお問合せの際の連絡先について説明します。

様式一覧

本章に記載の業務に必要な機構所定の様式について、下表にて一覧を示します。各様式は、会員専用HPからダウンロードして使用してください。また、各様式を次ページ以降に掲載しています。

下記に記載の無い様式類については、契約先の加盟店金融機関にお問合せください。

表1:直接加盟店が使用する機構所定の様式・報告書類

No.	様式名	使用する業務	送付先	本マニュアル掲載対象
1	技術資料開示及び機密保持義務同意書	ア. Bank Pay 申込・契約	事務局	○
2	Bank Pay 加盟店登録依頼書	ア. Bank Pay 申込・契約	事務局	○
3	Bank Pay 店舗登録依頼書	ア. Bank Pay 申込・契約	事務局	○
4	スマホ決済 SV 接続情報申請書	ア. Bank Pay 申込・契約	事務局	○
5	Bank Pay WEB 申請システム(再接続事業者・間接加盟店登録申請)	ア. Bank Pay 申込・契約	事務局	○
6	Bank Pay QR ステッカー・アクセプタンスマーク追加申込書	シ. 各種手続	事務局	○
7	全銀協マスタデータの二次利用に関する同意書	シ. 各種手続	事務局	○
8	Bank Pay 利用者連絡先調査依頼書	スー2. 利用者に連絡をとりたい場合の依頼	ヘルプデスク	-
9	Bank Pay 加盟店連絡先調査依頼書	スー3. 加盟店に連絡をとりたい場合の依頼	ヘルプデスク	-
10	Bank Pay 接続事業者連絡先調査依頼書	スー4. 接続事業者に連絡をとりたい場合の依頼	ヘルプデスク	-
11	Bank Pay/J-Debit システム故障速報	セ. システム故障時の情報集約について	事務局・ヘルプデスク・NTT データ	○
12	Bank Pay 不正利用被害報告書	ス.その他問合せ等	-	○
13	BP 解約依頼書	ソ. 解約手続き	事務局	○

機構 Bank Pay 事務局の連絡先

e メールアドレス bankpay@jeppo.jp

TEL/FAX 03-3243-0781 / 03-3243-0782

業務時間 平日 09:30~18:00 (土、日、振替休日、12/29~1/3 は休み)

ヘルプデスクの連絡先

e メールアドレス j-debit@port.ne.jpjeppo-helpdesk@borp.jp

TEL/FAX 03-3986-7960 / 03-3590-9223 業務時間 24 時間 365 日

技術資料開示及び機密保持義務同意書

記入年月日 年 月 日

当社は、日本電子決済推進機構(以下、機構)から開示を受けた下表記載の技術資料の開示を機密情報と認識し、裏面記載の各条項に従うことと、
下記の2項について同意します。

- 1、裏面記載の権利義務は、本書提出前に機構から開示された技術資料がある場合には、かかる開示の日から生じるものとします。
- 2、技術資料は電子媒体で開示を受けます。

技術資料開示申請者 兼 技術資料管理責任者		印
住所:		
会社名:		
役職名:		
氏名:		

技術資料名				開示(交付)日
(サービスを選択)	導入検討	(区分を選択)	向け 資料一式(※)	

※詳細の開示資料は(別紙)送付資料一覧の通り。

第1条(機密情報)

当社は、機構から開示されたノウハウ、アイデア、図面、仕様、技術資料、データ等の一切の情報(以下「機密情報」といいます。)を厳に機密として保持するものとし、第2条第2項に定める者に使用又は利用させる場合を除き、第三者に開示し又は漏洩しないものとします。ただし、以下の一に該当する情報は、機密情報に含まれないものとします。

- ①開示される以前に公知であった情報
- ②開示される以前に自らが既に保有していた情報(ただし、機構から守秘義務を課された上で開示され、保有する情報は除きます。)
- ③開示された後、自らの責に帰すことのできない事由により公知となった情報
- ④開示された後、機密情報によらずに自らの開発により取得した情報
- ⑤開示された後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わず適法に取得した情報。

第2条(機密保持)

1. 当社は、機構から開示された技術情報をサービス内容の確認及びその導入の検討、並びに導入するために必要な当社システムなどの改修を行うこと(以下「本件目的」といいます。)以外に使用しません。
2. 当社は、機密情報を本件目的のため機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員に対して機密情報を開示できると共に、本契約と同等以上の守秘義務を課した再委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。ただし、当社は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、当該開示の相手方に対して本契約上の責任を負わせるものとします。
3. 本条に定める機密保持義務は、本書の終了後もなお有効に存続するものとします。

第3条(複製等)

1. 当社は、機構の事前の承諾なく、自己の責任で機密情報を複製することができます。ただし、複製する場合には、機密情報に記載されている「CONFIDENTIAL」という表示及び知的財産権等の財産権表示を削除してはなりません。
2. 当社は、機構より事前の書面による承諾を得た場合を除き、機密情報を改変しません。

第4条(調査)

当社は、本書が遵守されていることを確認する必要があると機構が認めたとき、機構の指示に従って報告し、又は機構の調査に協力することを承諾します。

第5条(保管)

当社は、機密情報の複製・複写物、改変物を、他の資料や物品等と明確に区別して保管するものとします。

第6条(破棄)

当社は、本書の有効期間が満了したとき(第12条第2項に定める場合を除く。)、機密情報を当社が使用又は利用する必要がなくなったとき、又は、機構から要求されたときは、すみやかに、機密情報及びその複製・複写物、改変物を、自らの秘密を破棄するのと同等程度の方法により破棄します。なお、当該破棄に伴い損害が当社に生じても、機構にその賠償責任の負担を求めません。

第7条(発明等の取扱い)

当社は、機構より開示された機密情報に基づいて発明、考案又は意匠の創作(以下「発明等」といいます。)をなし、これを出願しようとするときは、事前に機構にその旨を通知します。この場合、当社は機構と別途協議のうえ、当該発明等に関し、特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利の帰属又は持分等について決定するものとします。

第8条(権利の帰属)

当社は、機密情報にかかる著作権、特許権等の知的財産権、ノウハウ等の一切の権利は機構に帰属するものであり、機構が当社に対して何らの権利を移転し、又は本書に定める以外の使用又は利用を許諾するものではないことを承諾します。

第9条(非保証)

当社は、機構が機密情報の正確性、完全性、有用性、実現性、特定目的適合性その他について保証するものではないことを承諾します。

第10条(権利義務の譲渡等の禁止)

当社は、本書により生じた契約上の地位を移転し、又は本書により生じた当社の権利義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、質とし、使用許諾し、質入れし、又は担保に供する等しないものとします。

第11条(輸出管理)

当社は、機密情報及びそれに含まれる技術を海外に持ち出し又は非居住者に提供する場合、経済産業大臣の輸出許可を取得する等、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとします。

第12条(契約期間)

1. 本書の有効期間は、記入年月日に記載の日付から1年間とします。
2. 前項にかかわらず、本書の有効期間中に別途本検討に関連する機密保持義務を負う契約(以下「新規契約」という。)を締結した場合は、新規契約の効力発生日をもって、本書の効力は終了するものとします。この場合、本書の定めに基づき開示された機密情報について、本書の効力終了後は、新規契約の定めに従い、取扱うものとします。

第13条(損害賠償)

当社は、本書に定める義務に違反して機構に損害を与えたときは、その一切の損害を賠償します。損害には、機構が履行を求めるために必要な一切の費用、訴訟に関する弁護士費用の相当額が含まれるものとします。

第14条(解除)

当社は、本書に定める義務に違背し、機構からの是正の催告を受けて30日を経過してもなお、かかる違背を是正できなかった場合には、機構から本書に基づく契約を解除されたとしても異議を唱えません。

第15条(反社会的勢力との関係排除)

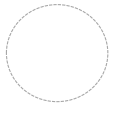
1. 当社は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
2. 当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて機構の信用を毀損し、または機構の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、機構から、それによって機構が被ったすべての損害の賠償を請求され、又は本書に基づく契約を終了されても、異議を唱えません。

第16条(紛争の解決)

当社は、本書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを承諾します。

第17条(協議)

本書に定めのない事項その他本書の条項に関し疑義が生じたときは、機構と協議のうえ円満に解決を図るものとしま

様式 BP-001		2021.8.4 改訂 Ver11.3													
Bank Pay加盟店登録依頼書															
〇〇〇〇銀行 御中 日本電子決済推進機構 御中 貴行とのBank Pay加盟店契約に際し、登録内容を下記のとおり届け出ます。															
弊行にお届出の内容をご記入ください。															
お取引店		店番				店名		お届出印 (お申込印)							
おところ (お届出住所)		〒 -													
おなまえ (口座名義)		会社名													
		役職名 (代表取締役等)													
		代表者名													
ご担当者連絡先をご記入ください。ご記入内容の確認のためにご連絡することがあります。															
部署名				ご連絡先 電話番号											
役職名				FAX番号											
(フリガナ)				eメール①											
ご担当者氏名				eメール②											
加盟店コード															
加盟店名称カナ															
加盟店名称															
1. 申込区分 いずれかひとつお選びください。□印の上に✓印をご記入ください。															
☐ 契約新規・追加 Bank Pay新規加入時および契約追加時。全項目をご記入ください															
☐ 情報変更 本様式で登録依頼済み情報の変更時。太枠内、1～2、および、3以降の変更項目をご記入ください															
☐ 解約 Bank Pay解約時。太枠内および1、2をご記入ください															
2. 登録希望日 「1.申込区分」で選択の項目について、反映希望日をご記入ください。															
契約新規・追加希望日		年		月		日		情報変更解約希望日		年		月		日	
3. 導入手段・導入数・送付先 右列に記載の説明に従ってご記入ください。															
①	導入手段・導入数	機構提供店舗アプリ		⇒		台		各導入手段について必要な台数または枚数 をご記入ください 機構提供店舗アプリ・機構提供QRステッ カー以外をご利用の場合は「その他媒体」 にご記入ください							
		機構提供QRステッカー		⇒		枚									
		その他媒体		⇒		別紙を ご記入下さい									
②	導入店舗数					店舗		導入予定店舗数をご記入ください							
③	郵送先	ご住所		〒 -		アクセプタンスマーク・QRステッカーの 郵送先。 本社または代表店舗等をご記入ください									
		ご氏名													
		TEL		- -											
④	アクセプタンス マークの枚数					枚		店頭・店内に掲示するための必要数をご記 入ください							
4. 加盟店契約 加盟店金融機関とのご契約について、いずれかにチェックをご記入ください。															
☐		債権譲渡方式						☐		立替払方式					
5. 接続方式 通信情報処理センターを経由して接続する場合は□印をご選択(✓)のうえ、通信情報処理センター名をご記入ください。															
☐		通信情報処理センター経由で接続する						⇒		通信情報処理センター名					
6. 資金の入金について 登録内容を正確にご記入ください。 □印の項目につきましては、該当するものをひとつ選び□印の上に✓印をご記入ください。															
①	手数料納付方式	☐ 差引方式													
		☐ 全額納付方式 (公的加盟機関のみ選択可)													
②	ご入金 口座	金融機関 コード						金融機関名							
③		支店 コード						支店名							
④		預金科目		☐ 普通		☐ 当座		口座 番号							
⑤	フリガナ														
⑥	口座名義														
7. BP加盟店管理システム のログイン用 eメールアドレス		本項目の回答対象は「3. 導入手段・導入数・送付先」「①導入手段・導入数」で「機構提供店舗アプリ」または「機構提供QRステッカー」にご記入した加盟店です。BP加盟店管理システム※の管理者用ログインIDとして使用するeメールアドレスをご記入ください。当該eメールアドレスにログイン用PWが通知されます(ご記入日より1週間後程度) ※BP店舗アプリ・QRステッカーの取引履歴参照、取引取消、期末登録等をオンラインで行うためのツール													
eメールアドレス															
8. 店舗情報・利用者向公開用連絡先 ※回答対象は「3. 導入手段・導入数・送付先」「①導入手段・導入数」で「機構提供店舗アプリ」または「機構提供QRステッカー」にご記入した加盟店。及び、別紙の「決済方式」部分に「共通コード」をご選択された加盟店です。 ※複数店舗にBank Payを導入する場合は別様式「Bank Pay店舗登録依頼書」にご記入ください。 ※③公開可否で「可」をご選択の場合、①店舗所在地・⑤URL・⑥電話番号(⑤・⑥は記入任意)を「J-Debitナビ」(http://jdebit.jp)で④公開開始希望日以降に公開させていただきます。なお、②業種番号は記入要領を参照してご記入ください。															
①	店舗所在地住所	〒 -						②	業種番号						
③	公開可否	☐ 可		☐ 否		④	公開開始 希望日		年		月		日		
⑤	店舗URL (任意)							⑥	店舗電話番号 (任意)		- -				
(備考欄)															
[銀行使用欄/営業店]															
店番		お客さま番号													
加盟店コード															
料率				%		※加盟店契約書から転記									
☐		利用規約手交				年		月		日					
拠点 店番				拠点名											
営業店		検閲		登録		受付		年		月		日			
								担当者内線							
[銀行使用欄/本部]															
GW共同利用スキームに 該当の場合は右にチェック		☐													
BP公的加盟機関に該当		☐													
分類 コード															
受付日		年 月 日													
登録日		年 月 日													
本部		検閲 登録 受付													
[事務局使用欄]															
受付日		年 月 日													
登録日		年 月 日													
電子決済推進機構事務局		検閲 登録 受付													

〇〇〇〇〇銀行 御中 日本電子決済推進機構 御中

Bank Pay加盟店登録依頼書 別紙 提供形態に関する届け出

1 記入者情報	本様式の記入内容について機構事務局として確認が必要な場合のお問合せ先として使用します。			
加盟店名				
加盟店コード				
部署名			ご連絡先 電話番号	
ふりがな			ご連絡先 FAX番号	
ご担当者名			ご連絡先 eメール①	
			ご連絡先 eメール②	

2 届け出情報	BankPayガイドラインの第1章中の「BP取引で利用可能なアプリ等媒体」をご確認いただき、該当する提供形態に「○」をご記入ください。（複数形態を提供する場合複数ご記入ください。）			
アプリ種類	媒体	決済方式	提供予定形態	補足
BP金融機関 アプリ等	BP金融機関利用者アプリ	共通コード		金融機関が構築し、利用・提供するアプリを使用し提供
	BP金融機関店舗アプリ等	共通コード		
BP提携アプリ等	BP提携利用者アプリ	共通コード		共通コードを使用した利用者アプリ等提供
		直接決済方式		コードは用いずにサービス提供する利用者アプリ
	店舗アプリ等	共通コード		共通コードを使用した店舗アプリ等提供
	BP提携利用者アプリ／ 店舗アプリ等	ハウスコード		ハウスコードを使用した利用者・店舗アプリ等提供
	BP QRステッカー	ハウスコード		ハウスコードを使用したQRステッカー等提供
	BP提携取引サイト	直接決済方式		コードは用いずにサービス提供する取引サイト提供

3 サービス名等	提供予定のサービスのサービス名および当該サービスを紹介しているホームページURL情報をご記入ください。
サービス名	
URL	

Bank Pay店舗登録依頼書

〇〇〇〇〇銀行 御中 日本電子決済推進機構 御中 〇〇〇〇社（GWシステム提供者） 御中

ご記入日(西暦) 年 月 日

弊行にお届出の内容をご記入ください。

お取引店 おところ (お届出住所)	店番	店名	お届出印 (お申込印)
〒	—		
おなまえ (口座名義)	会社名カナ		
	会社名		
	役職名 (代表取締役等)		
	代表者名		

ご担当者連絡先をご記入ください。
ご記入内容確認のためにご連絡することがあります。

部署名	ご連絡先 電話番号
役職名	FAX番号
フリガナ	eメール アドレス①
ご担当者 名	eメール アドレス②

加盟店コード	
加盟店 名称	
申込区分	いずれかひとつ選び、□印の上に✓印をご記入ください
☐ 契約新規・ 追加	①で「追加」を選択のうえ、新規／追加対象 店舗の全てについてにご記入ください
☐ 情報変更	情報変更対象の店舗について、①で旧情報は 「削除」、新情報は「追加」を選択のうえ、 新旧情報をご記入ください

【屋号（ブランド）情報】 貴社お取り扱いの「ブランド情報」をお届けください。裏面でそれぞれの店舗情報の詳細をご記入ください。（本項目は任意記入）

登録区分			ブランド情報	
No.	追加	削除	屋号（ブランド名）	業種（お取り扱い商品）
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				
⑪				
⑫				
⑬				
⑭				
⑮				

〔銀行使用欄／営業店〕

店番	お客様番号
拠点店番	拠点名

受付日	年	月	日
営業店	担当者内線		
検取	印鑑照合	実施	

〔銀行使用欄／本部〕

受付日	年	月	日
持出日（機構事務局宛）	年	月	日

本部	検閲	登録	受付

〔事務局使用欄〕

受付日	年	月	日
登録日	年	月	日

日本電子決済推進機構事務局	検閲	登録	受付

【店舗情報】 以下「店舗情報」の詳細をご記入ください。

- ※ 公開「可」を選択の場合、日本電子決済推進機構運営の利用者向け加盟店検索ツール“J-Debitナビ”に、②店舗名・所在地 及び ③URL・電話番号を掲載させていただきます。
 ※ “J-Debitナビ”への公開は、公開開始希望日以降に実施致します。
 ※ “J-Debitナビ”のページはこちらです（<http://jdebit.jp>）。当ページに掲載の店舗情報に変更が有る場合は、「申込区分」で「変更」を選択し、下記表にご記入のうえ、ご提出をお願いします。
 ※ 業務番号は、別紙ご参照の上、ご記入ください。

①登録区分			②店舗名・所在地・利用者向け公開可否						③利用者向け公開用 連絡先 ※公開「可」を選択の場合のみ記入		④公開開始希望日		
No.	追加	削除	ブランド名項番 （任意）	Bank Pay 導入店舗名	郵便番号	店舗所在地住所	業種番号	公開 可否	URL （任意）	電話番号 （任意）	年	月	日
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													

日本電子決済推進機構 事務局宛
(株)NTTデータ 宛

■加盟店は、本申請書をExcelフォーマットで、以下メールアドレス宛に送付ください。

①NTTデータ Bank Pay担当窓口 nttdata-bankpay-sup@kits.nttdata.co.jp

②日本電子決済推進機構 Bank Pay担当窓口 bankpay@jeppo.jp

③加盟店金融機関名 ※メールアドレスは加盟店金融機関にご確認ください

スマホ決済SV接続情報申請書
(本番環境用)

記入・提出方法	・口印による選択項目：	該当する口印をクリック→右側に表示される「▼」印をクリック→リストから✓印を選択。 「申請区分」については、新規・追加・変更・解約のいずれかに✓印が必須、 「申請区分」の併用はできません。 新規以外の場合、追加・変更・解約したい項目について✓印を選択してください。
	・空欄の項目：	欄外の内容に従って記入してください。

1 記入者情報		本様式の記入内容について機構事務局として確認が必要な場合のお問合せ先として使用します。			
✓	貴社名※				
✓	部署名		✓	ご連絡先電話番号	
✓	ふりがな			ご連絡先FAX番号	
✓	ご担当者名		✓	ご連絡先eメール①	
✓				ご連絡先eメール②	

※「株式会社」は省略してください。

2 申込情報		IPアドレス申請がある場合は別紙1を、また提供形態区分毎に該当する別紙も記入してください。 複数の提供形態区分がある場合、複数ご選択ください。									
加盟店金融機関コード											
申請区分		☐	新規	☐	追加	☐	変更	☐	解約		
接続開始日		20		年		月		日			
接続終了日(任意)		20	9	9	年	12	月	31	日		
提供形態区分		☐	Pay事業者ID取得数			pKey,pSecret抽出				個	別紙2へ
		☐	Bank Pay加盟店ID取得数			mKey,mSecret抽出				個	別紙3へ
		☐	通信情報処理センタID取得有無※1			gKey,gSecret抽出					別紙4へ

※1 Bank Pay提携アプリ等導入手引書上に、『1つの案件において、通信情報処理センタと接続事業者は並存しません。』という文言がありますが、本申請書でいう通信情報処理センタは加盟店が複数接続するセンタであり、GW事業者を示す導入手引書上の通信情報処理センタとは定義が異なります。(別紙2と別紙4を同時に申請いただくことは可能です)

3 送付先情報		以下メールアドレス宛にNTTデータより、スマホ決済SV接続用システム情報を送付させていただきます。(ご申請より約7週間後に送付されます) ※海外IPからの直接接続の場合は接続に2カ月以上要します									
✓	企業名										
✓	部署名		✓	送付先eメール①							
✓	ご担当者名			送付先eメール②							

別紙1 スマホ決済SV接続情報申請書(本番環境用)【利用者アプリ等提供者】

貴社名

年

月

日

・取得する「Pay事業者ID」数分だけ以下情報をご記載ください。

・枠が足りない場合、Noを増やす／本シートを複数作成いただく等ご対応の上、ご提出下さい。

No	項目	本番環境用									
1	接続開始日	2	0			年			月		日
	接続終了日(任意)	2	0			年			月		日
	返品コールバックURL(条件付必須)										
	IPアドレス①										
	IPアドレス②										
2	接続開始日	2	0			年			月		日
	接続終了日(任意)	2	0			年			月		日
	返品コールバックURL(条件付必須)										
	IPアドレス①										
	IPアドレス②										
3	接続開始日	2	0			年			月		日
	接続終了日(任意)	2	0			年			月		日
	返品コールバックURL(条件付必須)										
	IPアドレス①										
	IPアドレス②										
4	接続開始日	2	0			年			月		日
	接続終了日(任意)	2	0			年			月		日
	返品コールバックURL(条件付必須)										
	IPアドレス①										
	IPアドレス②										
5	接続開始日	2	0			年			月		日
	接続終了日(任意)	2	0			年			月		日
	返品コールバックURL(条件付必須)										
	IPアドレス①										
	IPアドレス②										

別紙2 スマホ決済SV接続情報申請書(本番環境用)【店舗アプリ等提供者】

貴社名			年		月		日
-----	--	--	---	--	---	--	---

- ・取得する「加盟店ID」数(加盟店コードと同数)分だけ以下情報をご記載ください。
- ・枠が足りない場合、Noを増やす／本シートを複数作成いただく等ご対応の上、ご提出下さい。

No	項目	本番環境用
1	加盟店ID	
	IPアドレス①	
	IPアドレス②	
	IPアドレス③	
2	加盟店ID	
	IPアドレス①	
	IPアドレス②	
	IPアドレス③	
3	加盟店ID	
	IPアドレス①	
	IPアドレス②	
	IPアドレス③	
4	加盟店ID	
	IPアドレス①	
	IPアドレス②	
	IPアドレス③	
5	加盟店ID	
	IPアドレス①	
	IPアドレス②	
	IPアドレス③	

別紙3 スマホ決済SV接続情報申請書(本番環境用)【通信情報処理センタ】

貴社名			年		月		日
-----	--	--	---	--	---	--	---

- ・取得する「通信情報処理センタID」数分だけ以下情報をご記載ください。
- ・枠が足りない場合、Noを増やす／本シートを複数作成いただく等ご対応の上、ご提出下さい。

No	項目	本番環境用											
1	接続開始日	2	0			年			月			日	
	接続終了日(任意)	2	0			年			月			日	
	IPアドレス①												
	IPアドレス②												
	IPアドレス③												
2	接続開始日	2	0			年			月			日	
	接続終了日(任意)	2	0			年			月			日	
	IPアドレス①												
	IPアドレス②												
	IPアドレス③												
3	接続開始日	2	0			年			月			日	
	接続終了日(任意)	2	0			年			月			日	
	IPアドレス①												
	IPアドレス②												
	IPアドレス③												
4	接続開始日	2	0			年			月			日	
	接続終了日(任意)	2	0			年			月			日	
	IPアドレス①												
	IPアドレス②												
	IPアドレス③												
5	接続開始日	2	0			年			月			日	
	接続終了日(任意)	2	0			年			月			日	
	IPアドレス①												
	IPアドレス②												
	IPアドレス③												

日本電子決済推進機構 事務局宛

〒100-0004
 東京都千代田区大手町2-2-2
 NTTデータ大手町ビル10F
 [TEL]03-3243-0781
 [FAX]03-3243-0782
 [E-mail]bankpay@jeppo.jp

Bank Payアクセプタンスマーク・QRステッカー追加申込書

1 記入者情報 本様式の記入内容について機構事務局として確認が必要な場合のお問合せ先として使用します。

加盟店名												
加盟店コード												
住所								ご連絡先 電話番号				
部署名								ご連絡先 FAX番号				
ふりがな								ご連絡先 eメール①				
ご担当者名								ご連絡先 eメール②				

2 申込情報 今回お申込みされる (A) アクセプタンスマーク、(B) QRステッカーの部数をご記入ください。
 (B) QRステッカーをお申込みの際は該当する端末IDをご記入ください。

郵送先 (※1)	加盟店名												
	住所												
	ふりがな								電話番号				
	ご担当者								eメール				
(A)	アクセプタンス マーク (※2)										部		
(B)	QRステッカー										部		
	端末ID	①											
	端末ID	②											
	端末ID	③											

※1 発送料は、ご負担いただきますのでご了承願います。

※2 アクセプタンスマーク送付は、機構提供店舗アプリ・QRステッカー利用の加盟店様に限りです。

全銀協マスタデータの二次利用等に関する同意書

記入年月日 年 月 日

当社（以下「甲」といいます。）は、日本電子決済推進機構（以下「乙」といいます。）に対して、一般社団法人全国銀行協会（以下「丙」といいます。）が提供する「金融機関・店舗情報CD-ROM」のソフトウェア（検索処理型・データ処理型の各ソフトウェア、及びそれらに関連した媒体、印刷物（ユーザーズガイド等の文書）を含み、以下「本ソフトウェア」といいます。また、本ソフトウェアの提供に係るサービスを以下「本サービス」といいます。）のデータの二次利用に関して、以下の事項に同意のうえ、この同意書（以下「本同意書」という。）を提出いたします。

資料開示申請者 兼 資料管理責任者		印
住所：		
会社名：		
役職名：		
氏名：		

第1条（利用条件等）
1. 乙は、甲に対し、乙が丙から使用の許諾を受けている本ソフトウェア並びに本ソフトウェアの複製物、加工物及び印字物について、丙の許諾に基づき、甲の事業所内において、甲が提供するBank Pay提携アプリにおけるBank Payを用いた預貯金口座の登録又はBank Payを用いた取引に利用することを目的（以下「本利用目的」といいます。）として、甲が提供するBank Pay提携アプリに導入する方法で二次利用することを許諾します。
2. 甲は、本ソフトウェアの二次利用に当たり、丙が別途指定する対応端末やOS等の環境（以下「本利用環境」といいます。）において利用するものとします。
3. 甲は、甲の事業所内において、本利用目的で本ソフトウェアを利用するために必要な範囲において、本ソフトウェアを利用、複製、加工、印字することができるものとし、本利用目的外での利用、複製、加工及び印字は行うことができないものとします。
4. 甲は、本ソフトウェア並びに本ソフトウェアの複製物、加工物及び印字物を第三者（甲の子会社またはグループ会社を含みます。）向けのシステムやサービスに利用することはできません。

第2条（著作権）
本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、全て丙に帰属しており、本同意書により当該知的財産権が甲に譲渡等されることはありません。

第3条（禁止事項）
甲は、本ソフトウェアの利用に当たり、次の行為を行ってはなりません。
(1) 法令上または本同意書上特に認められている場合を除いて、本ソフトウェアまたは本ソフトウェアの複製物、加工物若しくは印字物の全部または一部を第三者に提供、譲渡、貸与、利用許諾し、または閲覧させること
(2) 本同意書に違反する行為を行うこと
(3) 公序良俗に反すること
(4) 違法行為、犯罪的行為若しくは重大な危険行為に結び付くこと、又はこれらを助長すること
(5) 乙、丙及び第三者の知的財産権（著作権、意匠権、実用新案権、商標権、特許権、ノウハウを含みますがこれらに限定されません。）を侵害すること
(6) 乙及び丙の運営を妨げること、並びに乙及び丙の信用を毀損すること
(7) その他乙が不適切と判断すること

第4条（責任の限定）
乙の賠償責任は、いかなる場合においても、甲による本ソフトウェア購入に係る代金相当額を上限とします。

第5条（不保証・免責）
1. 本ソフトウェアは、丙により作成され、丙が提供するものであり、乙が本ソフトウェアおよび本サービス提供するものではありません。乙は、本ソフトウェアおよび本サービスについて、正確性、完全性、有用性、実現性、提供の継続性、特定目的への適合性、第三者の著作権その他の権利を侵害していないこと、その他一切の保証をするものではありません。
2. 甲は、丙により、事前の予告なく本利用環境が変更される場合があることを承諾し、本利用環境の当該変更によって甲に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対し賠償義務その他何らの責任を負いません。
3. 甲は、丙のシステムの緊急保守、第三者による妨害行為、天災、停電、感染症の蔓延などにより、丙が事前の告知を行うことなく本サービスの全部または一部の当該停止を行い、または遅延が生じることがあることを承諾し、本サービスの全部または一部の当該停止または遅延によって甲に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対し賠償義務その他何らの責任を負いません。
4. 甲は、丙による本サービスの全部又は一部の提供の終了（乙丙間の本サービスの利用許諾にかかる契約（以下「原契約」といいます。）の全部又は一部の終了を含みます。）によって、本サービスの全部又は一部の二次利用も併せて終了することに承諾し、本サービスの全部又は一部の二次利用が終了したことによって甲に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対し賠償義務その他何らの責任を負いません。
5. 乙は、甲が本利用環境以外の環境で本ソフトウェアを利用したことにより、甲に何らかの支障が生じた場合であっても、何らの責任を負いません。また、乙は、甲が本利用環境における利用をした場合であっても、機器の種類や状態その他の事由によって正常に動作しない場合があり、その結果として本ソフトウェアの利用に制限が生じた場合であっても、乙は、何らの責任を負いません。
6. 本条に定めるもののほか、乙は、いかなる場合においても、本ソフトウェアを利用または利用できないことに起因する全ての間接的な、特別な、偶発的な、また結果として甲に発生したあらゆる損害について、賠償義務その他何らの責任を負いません。

第6条（本サービスの停止・解除）
1. 甲が以下の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、甲に対して事前に通知することなく、本ソフトウェアの利用の禁止、本サービスの全部もしくは一部の利用停止または本同意書の解除をすることができます。
(1) 本同意書に違反したとき
(2) 手形または小切手の不渡りが発生したときまたは電子記録債権の債務者として債務不履行があったとき
(3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
(4) 破産手続、再生手続、更生手続または特別清算手続の開始の申し立てがされたとき
(5) 前三号の他、お客様の信用状態に重大な変化が生じたとき
(6) 解散または営業停止となったとき
(7) 営業方法等について行政当局による注意または勧告もしくは行政処分を受けたとき
(8) お客様の本サービス利用態様が公序良俗に反していると当協会が判断したとき
(9) その他上記のいずれかに準ずる行為
2. 前項の規定にもとづき、甲の本ソフトウェアの二次利用が禁止され、本サービスの全部もしくは一部が停止し、または本同意書が解除されたことにより、甲に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対して、賠償義務その他何らの責任を負いません。

第7条(守秘義務)

1. 甲は、本同意書に基づき乙又は丙から開示されたノウハウ、アイデア、図面、仕様、技術資料、データ等の一切の情報(以下「機密情報」といいます。)を厳に機密として保持するものとし、第三者に開示し又は漏洩しないものとします。ただし、以下の一に該当する情報は、機密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示される以前に公知であった情報
 - (2) 開示される以前に自らが既に保有していた情報(ただし、乙から守秘義務を課された上で開示され、保有する情報は除きます。)
 - (3) 開示された後、自らの責に帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示された後、機密情報によらずに自らの開発により取得した情報
 - (5) 開示された後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わず適法に取得した情報
2. 甲は、乙又は丙から開示された機密情報を、本利用目的以外に使用してはなりません。
3. 甲は、本同意書の有効期間が満了し、又は乙又は丙の請求に応じて、すみやかに、機密情報及びその複製・複写物、改変物を、自らの秘密を破棄するのと同程度の方法により破棄します。なお、甲は、当該破棄に伴い自らに損害が生じても、乙に対しその賠償責任の負担を求めません。

第8条(損害賠償等)

1. 甲が本同意書に違反し、これにより乙に損害が生じた場合には、甲は、これを賠償しなければなりません。
2. 乙は、甲が本同意書に違反したことにより丙に損害を生じさせ、乙が丙に対し当該損害を補償した場合には、甲に対し、当該補償に要した費用を求償できるものとします。

第9条(契約期間・存続条項)

1. 本同意書の有効期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも本契約の変更又は終了の申入れのない場合には、本契約は同一の条件で自動的に1年間延長されるものとします。
2. 前項にかかわらず、原契約が終了したことにより本サービスの全部についての二次利用が終了したときは、本同意書も終了するものとします。
3. 本同意書が理由の如何を問わず終了した後も、第2条から第8条まで、本条及び第12条の各規定は、なお有効に存続します。

第10条(権利義務の譲渡等の禁止)

甲は、本同意書により生じた契約上の地位を移転し、または本同意書により生じた甲の権利義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、貸与し、その使用を許諾し、買入れをし、または担保に供する等をしないものとします。

第11条(技術資料の開示に伴う機密保持)

1. 第7条にかかわらず、乙が甲に対して開示したBank Pay導入検討を目的とする接続事業者向け資料一式については、甲は別紙記載の各条項を遵守するものとします。
2. 別紙は本同意書の一部を構成するものとし、また、別紙に定める甲の権利及び義務は、本同意書に基づく甲の権利及び義務を構成するものとします。

第12条(本同意書の変更)

乙は、原契約に定める本ソフトウェアの利用に関する条件が変更になったことに伴い、本同意書の内容を変更する必要があるが生じた場合には、乙は、甲に対し当該変更の内容を通知することにより、本同意書の内容を変更することができるものとし、甲はこれに同意するものとします。

第13条(準拠法および管轄裁判所)

本同意書は、日本法に基づき解釈され、本同意書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙

第1条(機密情報)

甲は、乙から開示されたノウハウ、アイデア、図面、仕様、技術資料、データ等の一切の情報(以下「機密情報」といいます。)を厳に機密として保持するものとし、第2条第2項に定める者に使用又は利用させる場合を除き、第三者に開示し又は漏洩しないものとします。ただし、以下の一に該当する情報は、機密情報に含まれないものとします。

- ① 開示される以前に公知であった情報
- ② 開示される以前に自らが既に保有していた情報(ただし、乙から守秘義務を課された上で開示され、保有する情報は除きます。)
- ③ 開示された後、自らの責に帰すことのできない事由により公知となった情報
- ④ 開示された後、機密情報によらずに自らの開発により取得した情報
- ⑤ 開示された後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わず適法に取得した情報

第2条(機密保持)

1. 甲は、乙から開示された技術情報をサービス内容の確認及びその導入の検討、並びに導入するために必要な甲のシステムなどの改修を行うこと(以下「本件目的」といいます。)以外に使用しません。
2. 甲は、機密情報を本件目的のため機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員に対して機密情報を開示できると共に、本別紙の定めと同等以上の守秘義務を課した再委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。ただし、甲は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、当該開示の相手方に対して本別紙の定めと同等の責任を負わせるものとします。
3. 本条に定める機密保持義務は、本同意書の終了後もなお有効に存続するものとします。

第3条(複製等)

1. 甲は、乙の事前の承諾なく、自己の責任で機密情報を複製することができます。ただし、複製する場合には、機密情報に記載されている「CONFIDENTIAL」という表示及び知的財産権等の財産権表示を削除してはなりません。
2. 甲は、乙より事前の書面による承諾を得た場合を除き、機密情報を改変しません。

第4条(調査)

甲は、本別紙の定めが遵守されていることを確認する必要があると乙が認めたときは、乙の指示に従って報告し、又は乙の調査に協力することを承諾します。

第5条(保管)

甲は、機密情報の複製・複写物、改変物を、他の資料や物品等と明確に区別して保管するものとします。

第6条(破棄)

甲は、本同意書の有効期間が満了したとき(第12条第2項に定める場合を除く。)、機密情報を甲が使用又は利用する必要がなくなったとき、又は、乙から要求されたときは、すみやかに、機密情報及びその複製・複写物、改変物を、自らの秘密を破棄するのと同程度の方法により破棄します。なお、当該破棄に伴い損害が甲に生じても、乙にその賠償責任の負担を求めません。

第7条(発明等の取扱い)

甲は、乙より開示された機密情報に基づいて発明、考案又は意匠の創作(以下「発明等」といいます。)をなし、これを出願しようとするときは、事前に乙にその旨を通知します。この場合、甲は乙と別途協議のうえ、当該発明等に関し、特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利の帰属又は持分等について決定するものとします。

第8条(権利の帰属)

甲は、機密情報にかかる著作権、特許権等の知的財産権、ノウハウ等の一切の権利は乙に帰属するものであり、乙が甲に対して何らの権利を移転し、又は本別紙に定める以外の使用又は利用を許諾するものではないことを承諾します。

第9条(非保証)

甲は、乙が機密情報の正確性、完全性、有用性、実現性、特定目的適合性その他について保証するものではないことを承諾します。

第10条(輸出管理)

甲は、機密情報及びそれに含まれる技術を海外に持ち出し又は非居住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得する等、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとします。

以 上

日本電子決済推進機構

事務局宛て

メール送信先：bankpay@jeppo.jp （日本電子決済推進機構 Bank Pay事務局）

ヘルプデスク宛て

メール送信先：j-debit@port.ne.jp （日本電子決済推進機構 ヘルプデスク）

NTTデータ宛て

メール送信先：nttdata-bankpay-sup@kits.nttdata.co.jp （NTTデータ 問い合わせ窓口）

※ 上記3つの宛先にメール送付してください。

報告日	2	0		年		月		日
-----	---	---	--	---	--	---	--	---

Bank Pay/J-Debit システム故障速報

区分（いずれかをチェック）					
☐	発生	☐	続報	☐	回復

1. 基本情報

① 速報発出者区分	☐ 金融機関 ☐ 情報処理センター ☐ 接続事業者
② 速報発出者	会社名 担当部署名 担当者名 TEL E-Mail
③ 発生日時	☐ 2 0 ☐ 年 ☐ 月 ☐ 日 ☐ 時 ☐ 分
④ 回復日時	☐ 2 0 ☐ 年 ☐ 月 ☐ 日 ☐ 時 ☐ 分

2. 一斉同報周知情報

※明らかに複数サービスへの取引影響が確認できる場合は、①が不要でも事業者影響を優先し、事務局判断にて一斉同報を発出する可能性があります。予めご了承ください。

① 一斉同報周知要否 ※緊急連絡先登録先にCAFIS 一斉同報で周知します。	☐	必要	☐	不要
② 周知時に掲載する文言 ※①で周知「要」の場合必須 ※記載して頂いたそのままの文章 を掲載しますので、対外向けの 文章として記載ください。 ※回復報の場合、故障原因と再発防止策 を開示できる範囲で記載ください				
③ 対外周知有無 ※対外周知がある場合は貴行HPの URL等を内容欄へ記載ください。 ※「有」の場合は一斉同報を発出し ます。	☐	有	☐	無
	公開URL等 (または周知URL等)			

3. 故障状況

① 故障範囲 ※該当するものにチェック ※影響がない場合はチェック不要です。	Bank Pay/J-Debit 共通 (オンライン取引)	☐ 全面停止 ☐ 一部故障 ☐ 回復	Bank Pay (ことら送金)	☐ 全面停止 ☐ 一部故障 ☐ 回復
	Bank Pay (口座登録)	☐ 全面停止 ☐ 一部故障 ☐ 回復	Bank Pay (請求書払い)	☐ 全面停止 ☐ 一部故障 ☐ 回復
② 詳細状況 ※業務影響（影響件数）や障害原因等 わかる範囲で記載してください。 (発生段階で不明な場合は 迅速な情報連携を優先し 未記入でも問題ありません) ※本情報は一斉同報に記載されません。				
③ 回復見込み ※必ずいずれかにチェック	☐ 2 0 ☐ 年 ☐ 月 ☐ 日 ☐ 時 ☐ 分	回復見込み		
	☐ 未定			
④ 個別照会の問い合わせ先 ※事業者様等から照会が発生した 場合の問い合わせ先を記載	担当部署名 担当者名 TEL E-Mail			

4. 備考 : その他連絡事項などあればご記入ください。

--

日本電子決済推進機構

事務局宛て

メール送信先: bankpay@jeppo.jp (日本電子決済推進機構 Bank Pay事務局)

ヘルプデスク宛て

メール送信先: jeppo-helpdesk@borp.jp (日本電子決済推進機構 ヘルプデスク)

N T Tデータ宛て

メール送信先: nttdata-bankpay-sup@kits.nttdata.co.jp (NTTデータ 問い合わせ窓口)

※ 上記3つの宛先にメール送付してください。

報告日	2	0		年		月		日
-----	---	---	--	---	--	---	--	---

Bank Pay/J-Debit システム故障速報

区分 (いずれかをチェック)					
☐	発生	☐	続報	☐	回復

1. 基本情報

① 速報発出者区分	☐ 金融機関 ☐ 情報処理センター ☐ 接続事業者
② 速報発出者	会社名 担当部署名 担当者名 TEL E-Mail
③ 発生日時	☐ 2 0 ☐ 年 ☐ 月 ☐ 日 ☐ 時 ☐ 分
④ 回復日時	☐ 2 0 ☐ 年 ☐ 月 ☐ 日 ☐ 時 ☐ 分

2. 一斉同報周知情報

※明らかに複数サービスへの取引影響が確認できる場合は、①が不要でも事業者影響を優先し、事務局判断にて一斉同報を発出する可能性があります。予めご了承ください。

① 一斉同報周知要否 ※緊急連絡先登録先にCAFIS 一斉同報で周知します。	☐	必要	☐	不要
② 周知時に掲載する文言 ※①で周知「要」の場合必須 ※記載して頂いたそのままの文章 を掲載しますので、対外向けの 文章として記載ください。 ※回復報の場合、故障原因と再発防止策 を開示できる範囲で記載ください				
③ 対外周知有無 ※対外周知がある場合は真行HPの URL等を内容欄へ記載ください。 ※「有」の場合は一斉同報を発出し ます。	☐	有	☐	無
	公開URL等 (または周知URL等)			

3. 故障状況

① 故障範囲 ※該当するものにチェック ※影響がない場合はチェック不要です。	Bank Pay/J-Debit 共通 (オンライン取引)	☐ 全面停止 ☐ 一部故障 ☐ 回復	Bank Pay (ことら送金)	☐ 全面停止 ☐ 一部故障 ☐ 回復
	Bank Pay (口座登録)	☐ 全面停止 ☐ 一部故障 ☐ 回復	Bank Pay (請求書払い)	☐ 全面停止 ☐ 一部故障 ☐ 回復
② 詳細状況 ※業務影響 (影響件数) や障害原因等 わかる範囲で記載してください。 (発生段階で不明な場合は 迅速な情報連携を優先し 未記入でも問題ありません) ※本情報は一斉同報に記載されません。				
③ 回復見込み ※必ずいずれかにチェック	☐ 2 0 ☐ 年 ☐ 月 ☐ 日 ☐ 時 ☐ 分	回復見込み		
	☐ 未定			
④ 個別照会の問い合わせ先 ※事業者様等から照会が発生した 場合の問い合わせ先を記載	担当部署名 担当者名 TEL E-Mail			

4. 備考 : その他連絡事項などあればご記入ください。

--

日本電子決済推進機構 事務局宛て

メール送信先: bankpay@jeppo.jp

様式 BP-060

報告日	2	0	年		月		日
-----	---	---	---	--	---	--	---

Bank Pay 不正利用被害報告書

Bank Payの不正利用に関して、以下の通り報告します。

※現時点で把握している範囲でご回答ください。

1. 基本情報

① 報告者区分	☐ 発行金融機関 ☐ 加盟店金融機関 ☐ ことら参加金融機関
② 報告者	金融機関名: _____ 担当部署名: _____ 担当者名: _____ TEL: _____ E-Mail: _____
③ 報告区分	☐ 新規 (被害報告が初めての場合) ☐ 経過 (被害状況の追加・更新など被害報告が2回目以降の場合)

2. 不正利用状況 : 報告時点での状況を記載の上、ご提出ください。

① 調査状況	調査契機	☐ 顧客申告 ☐ 加盟店申告 ☐ 機構モニタリング ☐ 自行モニタリング ☐ その他 ()																										
	調査経緯	(○/○ 申告あり。◇/◇ 行内調査により不正利用と断定など記載可能な範囲で記載ください。)																										
	不正利用 断定理由																											
	不正取引状況	不正取引発生日時(開始) 2 0 年 月 日 不正取引発生日時(終了) 2 0 年 月 日 ☐ 継続 被害状況 <table border="1"> <tr> <td>被害総額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>被害件数</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>被害者数</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>決済処理通番</td> <td></td> <td>☐ ファイル送付</td> </tr> <tr> <td>アプリ類型</td> <td colspan="2"> ☐ BP機構提供アプリ ☐ 金融機関独自アプリ ☐ BP提携アプリ・サイト (事業者名) </td> </tr> <tr> <td>方式</td> <td colspan="2"> ☐ 対面QR ☐ 前払式チャージ ☐ 資金移動業 ☐ ことら送金 ☐ EC都度 ☐ EC継続課金 </td> </tr> </table> 不正手口判明状況 <table border="1"> <tr> <td>☐ 紛失・盗難</td> <td>☐ 盗み見・複製</td> <td>☐ ハッキング</td> <td>☐ なりすまし</td> </tr> </table> (その他不正手口に関して自由記載欄)						被害総額		円	被害件数		件	被害者数		人	決済処理通番		☐ ファイル送付	アプリ類型	☐ BP機構提供アプリ ☐ 金融機関独自アプリ ☐ BP提携アプリ・サイト (事業者名)		方式	☐ 対面QR ☐ 前払式チャージ ☐ 資金移動業 ☐ ことら送金 ☐ EC都度 ☐ EC継続課金		☐ 紛失・盗難	☐ 盗み見・複製	☐ ハッキング
被害総額		円																										
被害件数		件																										
被害者数		人																										
決済処理通番		☐ ファイル送付																										
アプリ類型	☐ BP機構提供アプリ ☐ 金融機関独自アプリ ☐ BP提携アプリ・サイト (事業者名)																											
方式	☐ 対面QR ☐ 前払式チャージ ☐ 資金移動業 ☐ ことら送金 ☐ EC都度 ☐ EC継続課金																											
☐ 紛失・盗難	☐ 盗み見・複製	☐ ハッキング	☐ なりすまし																									

3. 対処状況

① 現時点での対応状況	関係金融機関への連絡 <table border="1"> <tr> <td>☐ 実施済</td> <td>☐ 未済</td> </tr> </table> (実施済の場合は連絡済金融機関名)	☐ 実施済	☐ 未済
☐ 実施済	☐ 未済		
	サービス停止可否 <table border="1"> <tr> <td>☐ 可</td> <td>☐ 不可</td> </tr> </table>	☐ 可	☐ 不可
☐ 可	☐ 不可		
② 今後の対応予定			

4. その他

連携事項がありましたら 記入ください	
-----------------------	--

様式 BP-017	2024.8.7 改訂 ver1.2
-----------	--------------------

Bank Pay解約依頼書

申請日

年

月

日

日本電子決済推進機構 御中

当社はBank Payサービスにおいて、下記の通り解約を申入れます。

解約日をもって、Bank Pay商用システムの弊社解約区分に係る登録情報の削除をお願いいたします。

貴社ご住所、貴社名、代表者名を記入してください。

住所	〒							
貴社名					金融機関コード (金融機関のみ記入)			
代表者名								

ご担当者連絡先を記入してください。記入内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

部署名		連絡先 電話番号	
役職名		連絡先 eメール①	
担当者氏名 (ふりがな)		連絡先 eメール②	
担当者氏名			

1. 登録区分

現在提供しているサービス全てを選択してください。□印の上に✓印を記入してください。

☐ BP加盟店銀行

☐ BP発行銀行

☐ スマホ決済サーバ提供事業者

☐ 口座登録受付GWシステム提供事業者

☐ 接続事業者

☐ BPことら参加銀行

☐ BP請求書払い(ことら税公金)参加銀行

2. 解約区分

解約区分を選択してください。一部解約を選択された場合は、解約されるサービスのみ選択してください。
□印の上に✓印を記入してください。

☐ 全部解約 現在行っている全てのBank Payサービスを解約します。

☐ 一部解約 現在行っているBank Payサービスのうち一部を解約します。

☐ BP加盟店銀行(Bank Pay参加規約第2条第4号)

☐ BP発行銀行(Bank Pay参加規約第2条第6号)

☐ スマホ決済サーバ提供事業者(Bank Pay参加規約第2条第11号)

☐ 口座登録受付GWシステム提供事業者(Bank Pay参加規約第2条第15号)

☐ 接続事業者(Bank Pay参加規約第2条第20号)

☐ BPことら参加銀行(Bank Pay参加規約第25条第2号)

☐ BP請求書払い(ことら税公金)参加銀行(Bank Pay参加規約第25条第4号)

3. 解約日

【金融機関向け】
6週間以上先の月初第1営業日の前日を記入してください。
ご記入いただいたサービス終了日の23:59まで、当該サービスの利用が可能です。
(例 2024年7月31日と記載した場合、2024年7月31日23:59まで利用可能、2024年8月1日00:00から利用不可となります。)

【接続事業者向け】
1か月以上先の日付を記入してください。スマホ決済SVへ接続不可となる日付は、「スマホ決済SV接続情報申請書」に記載いただいた接続終了日となります。

サービス終了日

年

月

日

解約理由

※なお、ゲートウェイの共同利用を解約する際は、ゲートウェイ事業者の指定する時期までにお申し出いただくことが必要となります。

備考

日本電子決済推進機構使用欄

NTTデータ使用欄

	受領	承認		受領	承認

45

【第2章】運用フロー

本章では、本マニュアルに記載の業務の一部について、運用フローを図示します。

1. 運用フロー一覧

表2-1は、本章に掲載する運用フローの一覧です。各 BP 加盟店は、「該当する業務の記載箇所」とあわせて運用フローを参照してください。

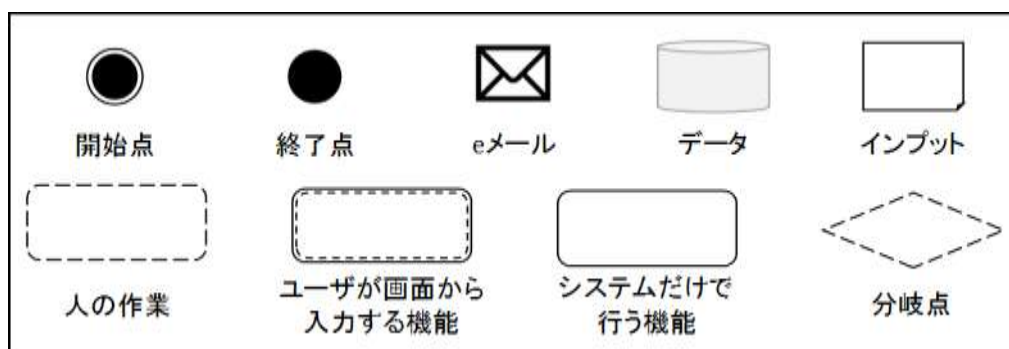
表2-1:運用フロー一覧

No.	運用フロー名	該当する業務の記載箇所	
1-1	その他店舗アプリ等(Bank Pay 初回参加時)	第1章	ア. Bank Pay 申込・契約、 エ. アクセプタンスマークの提示
1-2	その他店舗アプリ等(GW システム提供者利用時)(Bank Pay 初回参加時)	第1章	ア. Bank Pay 申込・契約、 エ. アクセプタンスマークの提示
2	BP 提携利用者アプリ(共通コード)(Bank Pay 初回参加時)	第1章	ア. Bank Pay 申込・契約、 ウ. 必要なシステム開発、端末の準備等 エ. アクセプタンスマークの提示
3	BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等(ハウスコード)／BP 提携利用者アプリまたはWEB サイト(Bank Pay 初回参加時)	第1章	ア. Bank Pay 申込・契約、 ウ. 必要なシステム開発、端末の準備等 エ. アクセプタンスマークの提示
4	機構提供店舗アプリ端末 ID 追加発行	第1章	シー4. Bank Pay 店舗アプリの端末 ID 追加発行
5	QR ステッカー端末 ID 追加発行	第1章	シー5. QR ステッカーの端末 ID 追加発行
6	端末不正・不正取引発生時の対応	第1章	スーA)端末不正時・不正取引時の対応
7	利用者連絡先調査(直接加盟店方式)	第1章	スーB)利用者に連絡をとりたい場合の依頼
8	加盟店連絡先調査(直接加盟店方式)	第1章	スーC)加盟店に連絡をとりたい場合の依頼
9	接続事業者連絡先調査	第1章	スーD)接続事業者の連絡先調査依頼

2. 運用フローの凡例

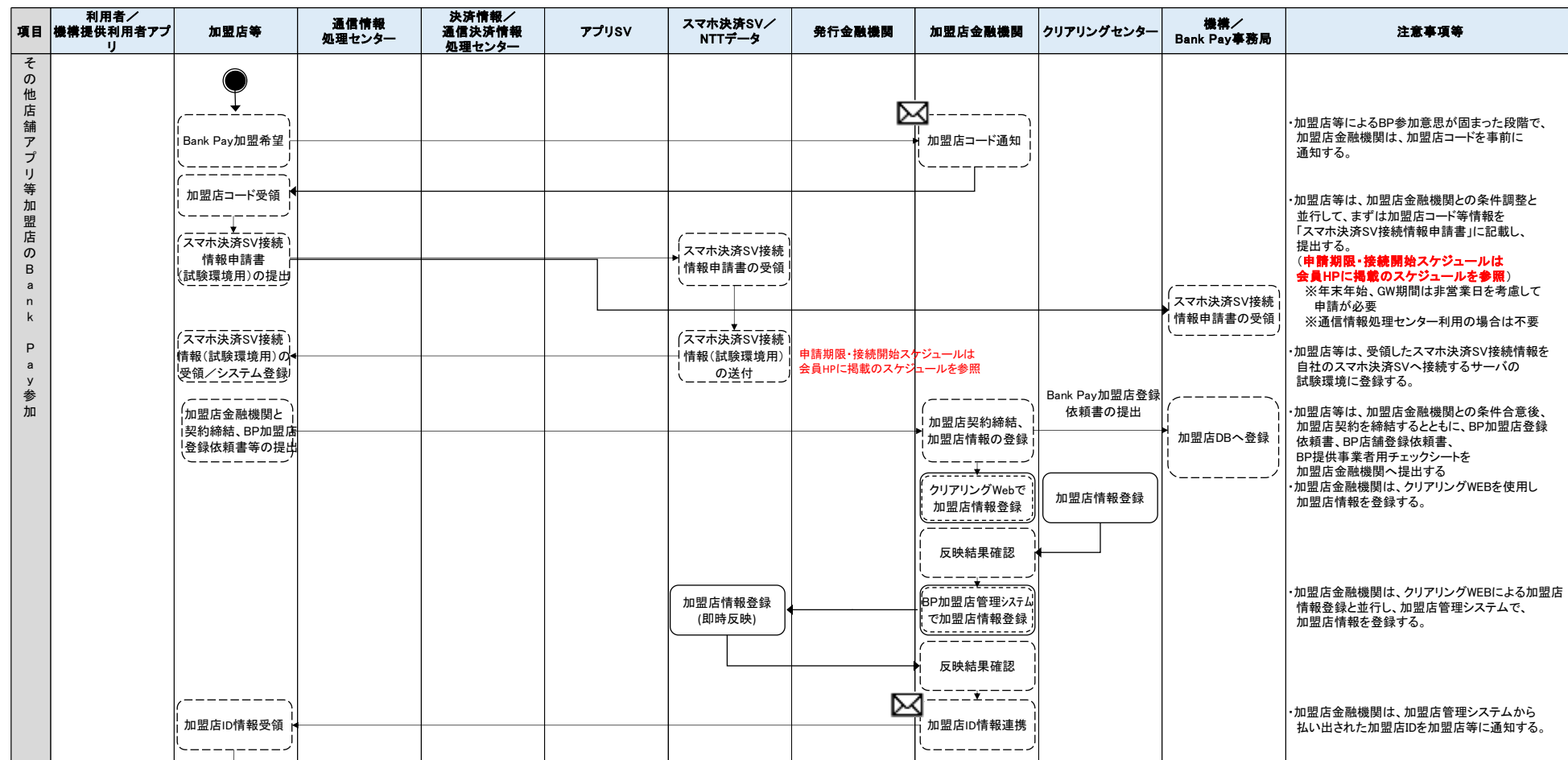
運用フローに使われている凡例は下記の通りです。

図2-1:運用フローの凡例



3. 運用フロー

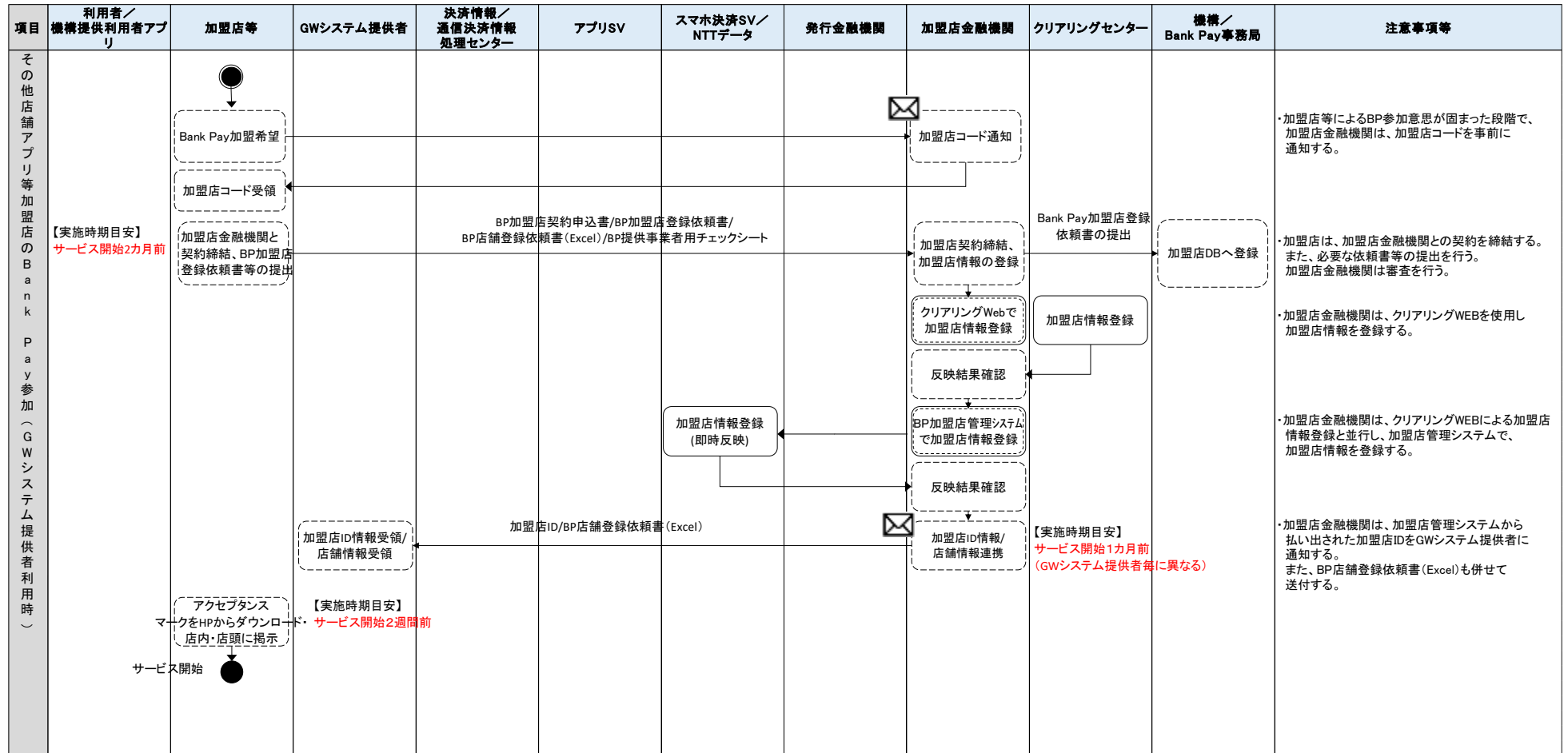
1-1. その他店舗アプリ等（Bank Pay 初回参加時）



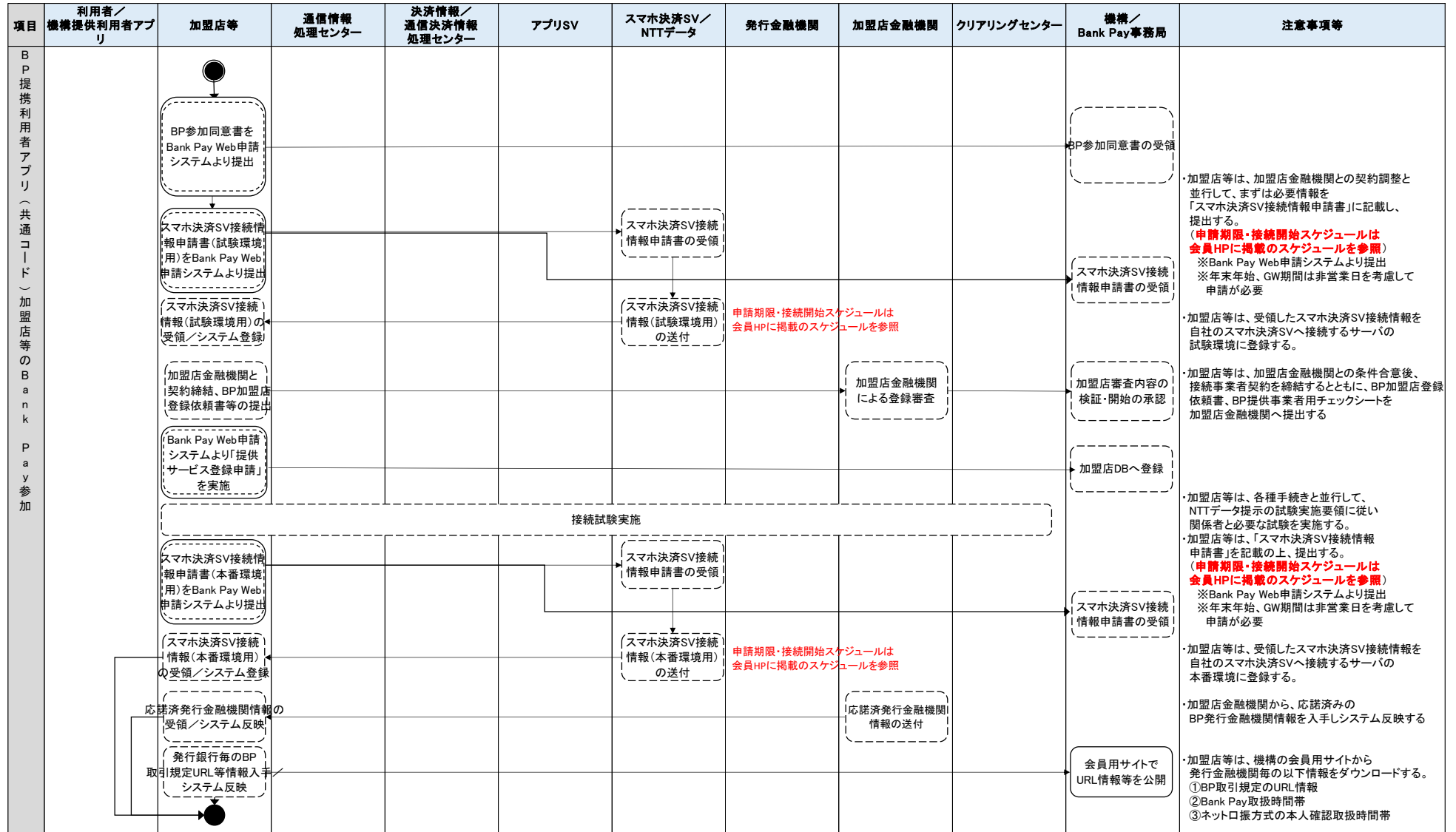
(続き)

項目	利用者／ 機構提供利用者アプリ	加盟店等	通信情報 処理センター	決済情報／ 通信決済情報 処理センター	アプリSV	スマホ決済SV／ NTTデータ	発行金融機関	加盟店金融機関	クリアリングセンター	機構／ Bank Pay事務局	注意事項等
(続 き)		↓ 「スマホ決済SV接続 情報申請書 (本番環境用)の提出				「スマホ決済SV接続 情報申請書の受領」					・加盟店等は、加盟店金融機関から受領した 加盟店ID情報等を「スマホ決済SV接続情報 申請書」へ記載の上、提出する。 (申請期限・接続開始スケジュールは 会員HPに掲載のスケジュールを参照) ※年末年始、GW期間は非営業日を考慮して ※通信情報処理センター利用の場合は不要 ・加盟店等は、受領したスマホ決済SV接続情報を 自社のスマホ決済SVへ接続するサーバの 本番環境に登録する。 ・加盟店等は、各種手続きと並行して、 NTTデータ提示の試験実施要領に従い 関係者と必要な試験を実施する。
		「スマホ決済SV接続 情報(本番環境用) の受領／システム登録				「スマホ決済SV接続 情報(本番環境用) の送付」	申請期限・接続開始スケジュールは 会員HPに掲載のスケジュールを参照			「スマホ決済SV接続 情報申請書の受領」	
	-----接続試験実施-----										
		「アクセプタンス マークをHPからダウンロード」 ↓ 「店内・店頭に掲示」 ↓ サービス開始 ●									

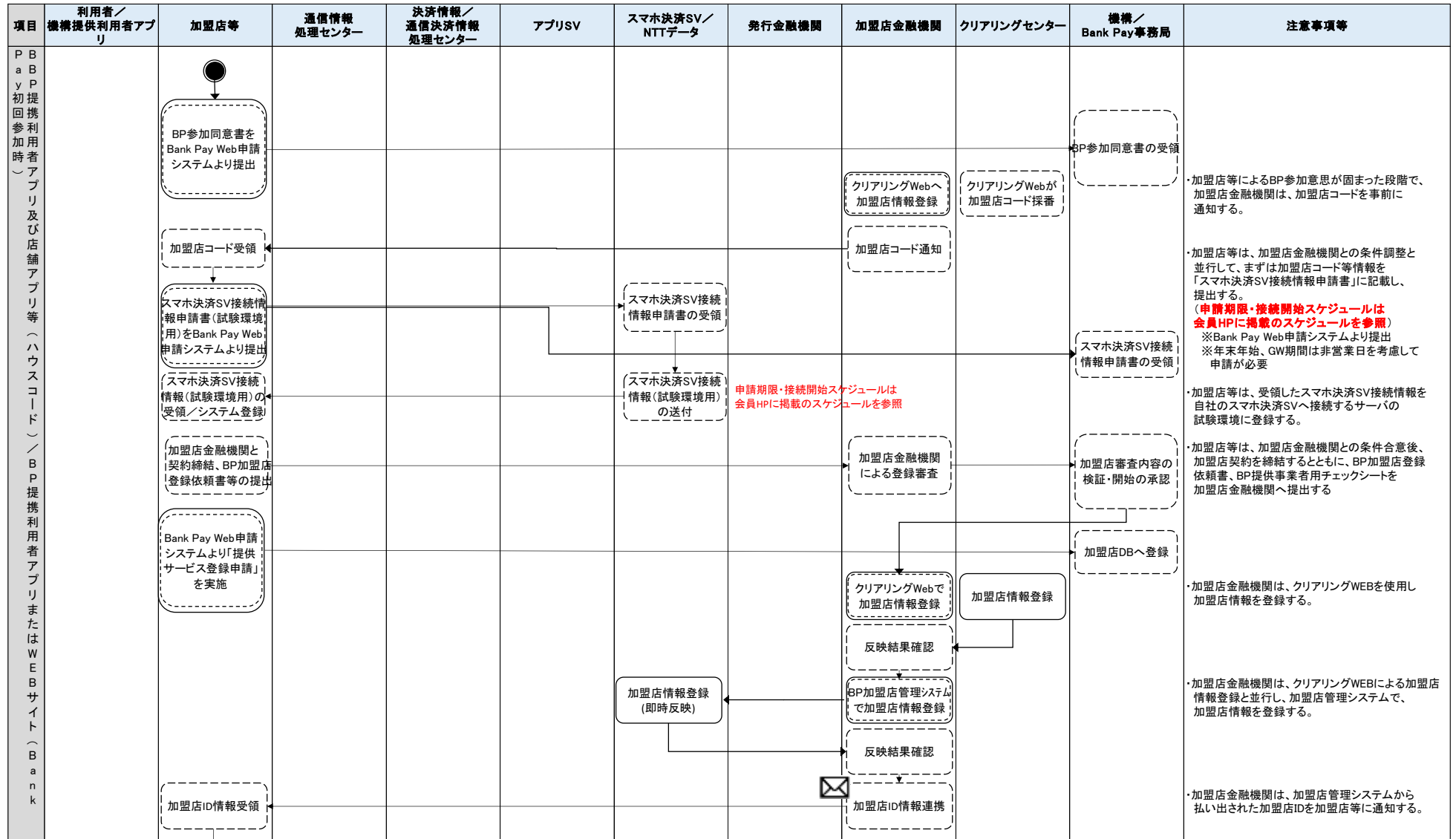
1-2. その他店舗アプリ等（GWシステム提供者利用時）（Bank Pay 初回参加時）



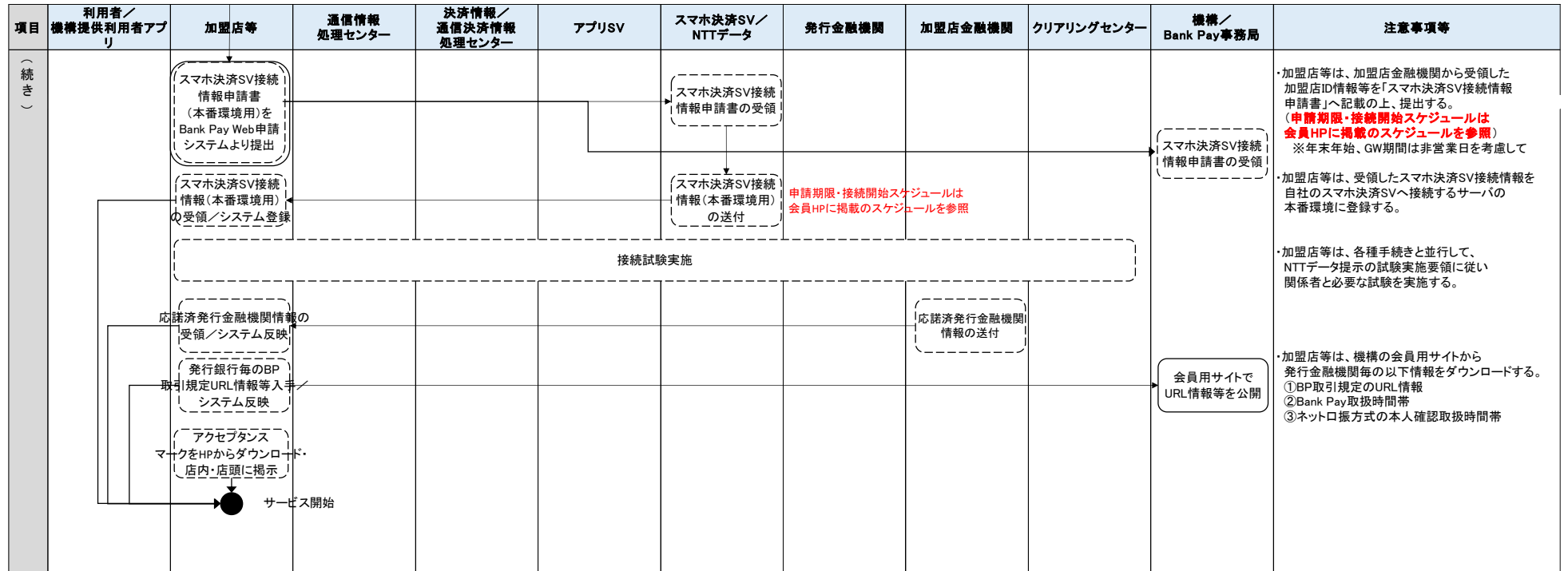
2. BP 提携利用者アプリ（共通コード）（Bank Pay 初回参加時）



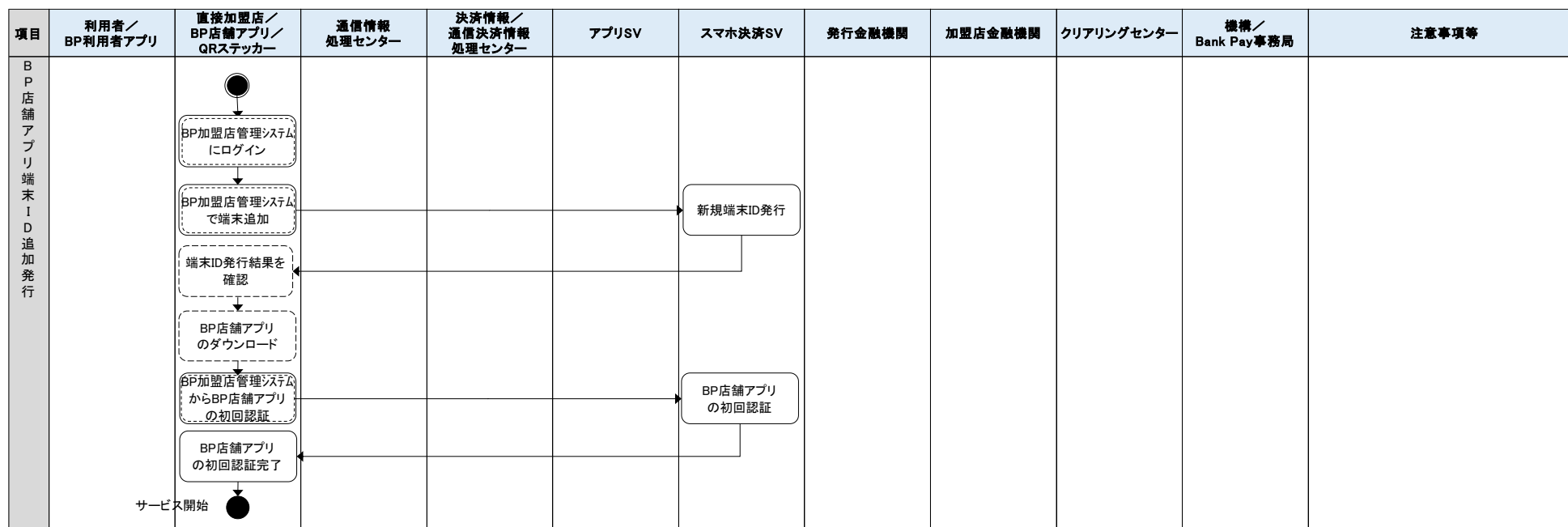
3. BP 提携利用者アプリ及び店舗アプリ等（ハウスコード）／BP 提携利用者アプリまたは WEB サイト（Bank Pay 初回参加時）



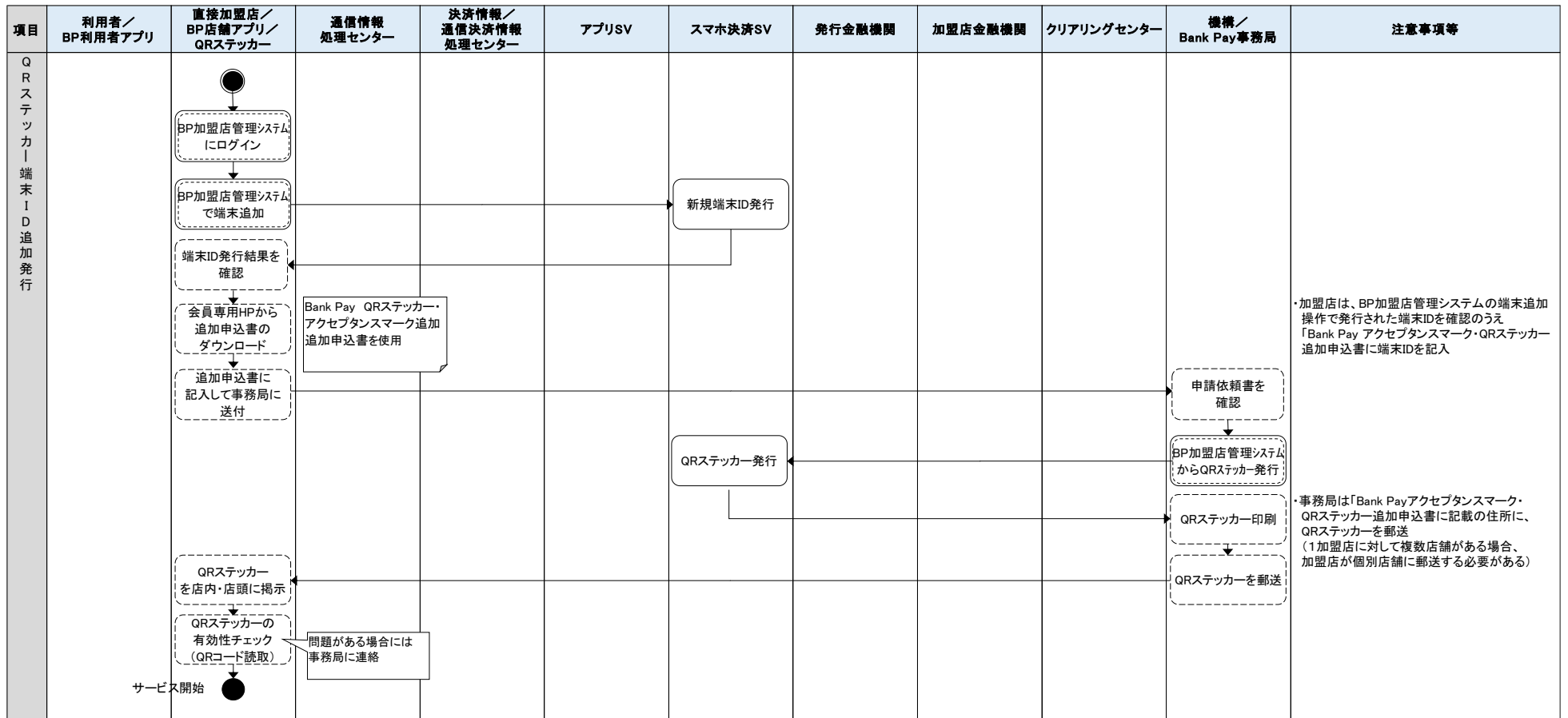
(続き)



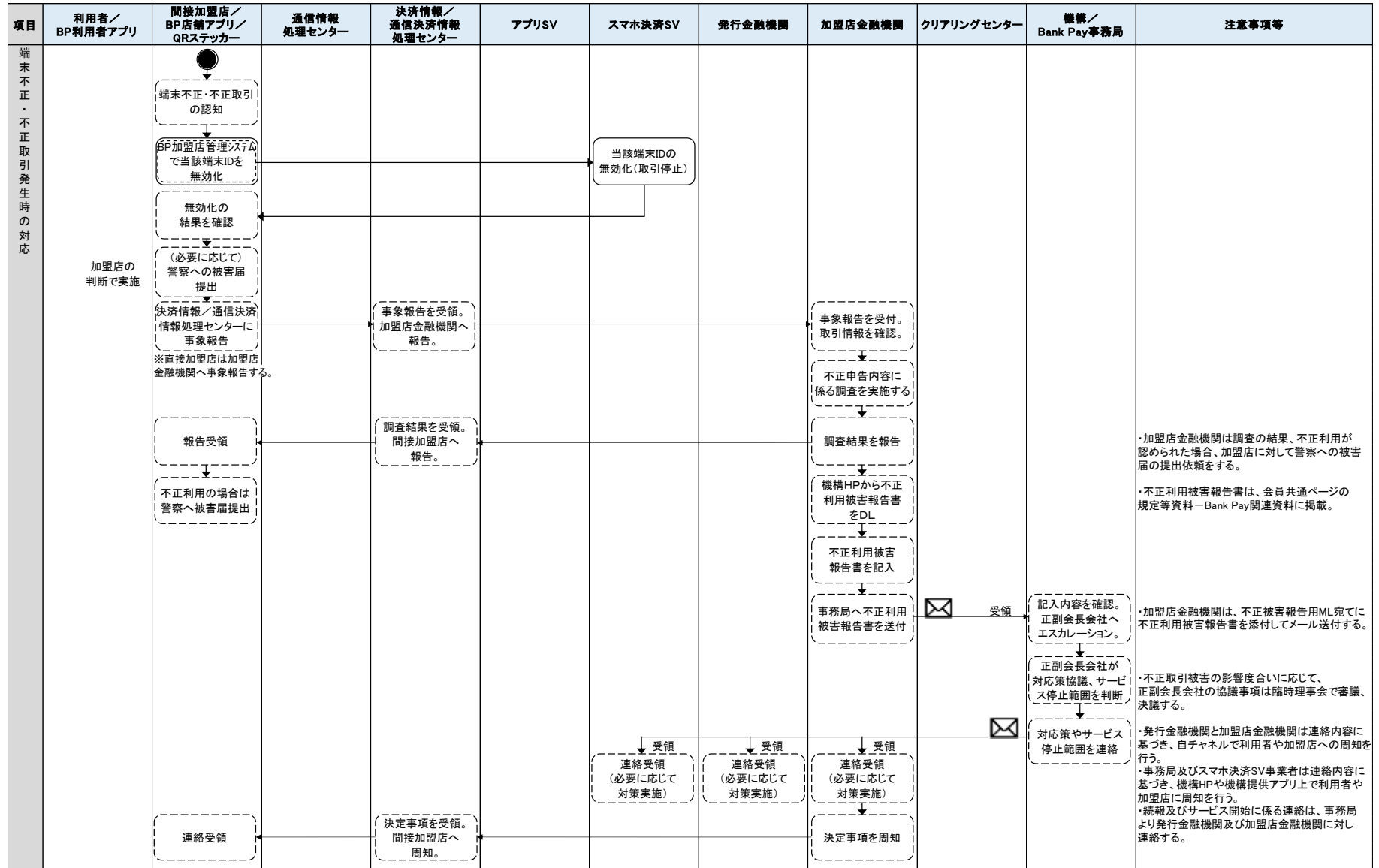
4. 機構提供店舗アプリ端末ID追加発行



5. QRステッカー端末ID追加発行



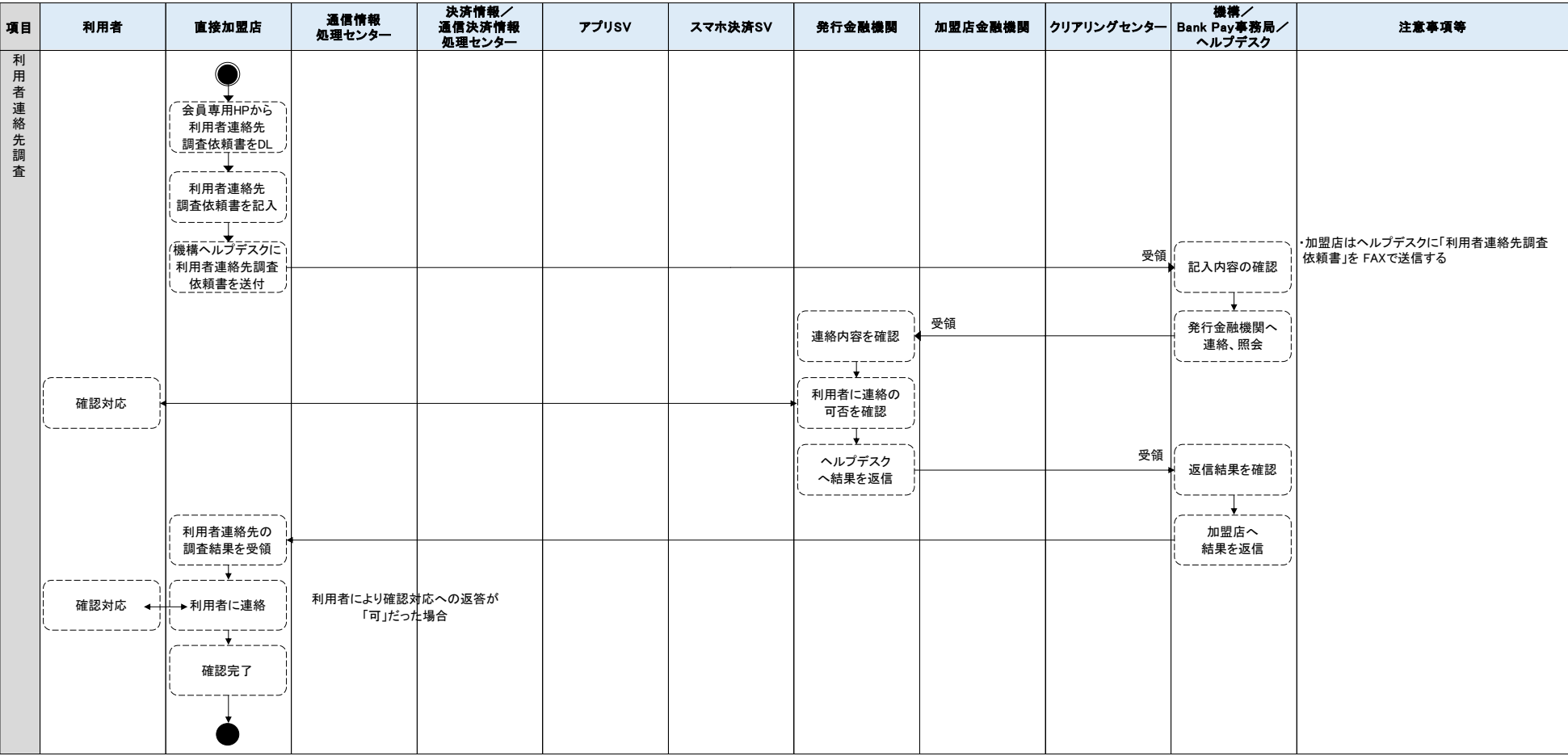
6. 端末不正・不正取引発生時の対応



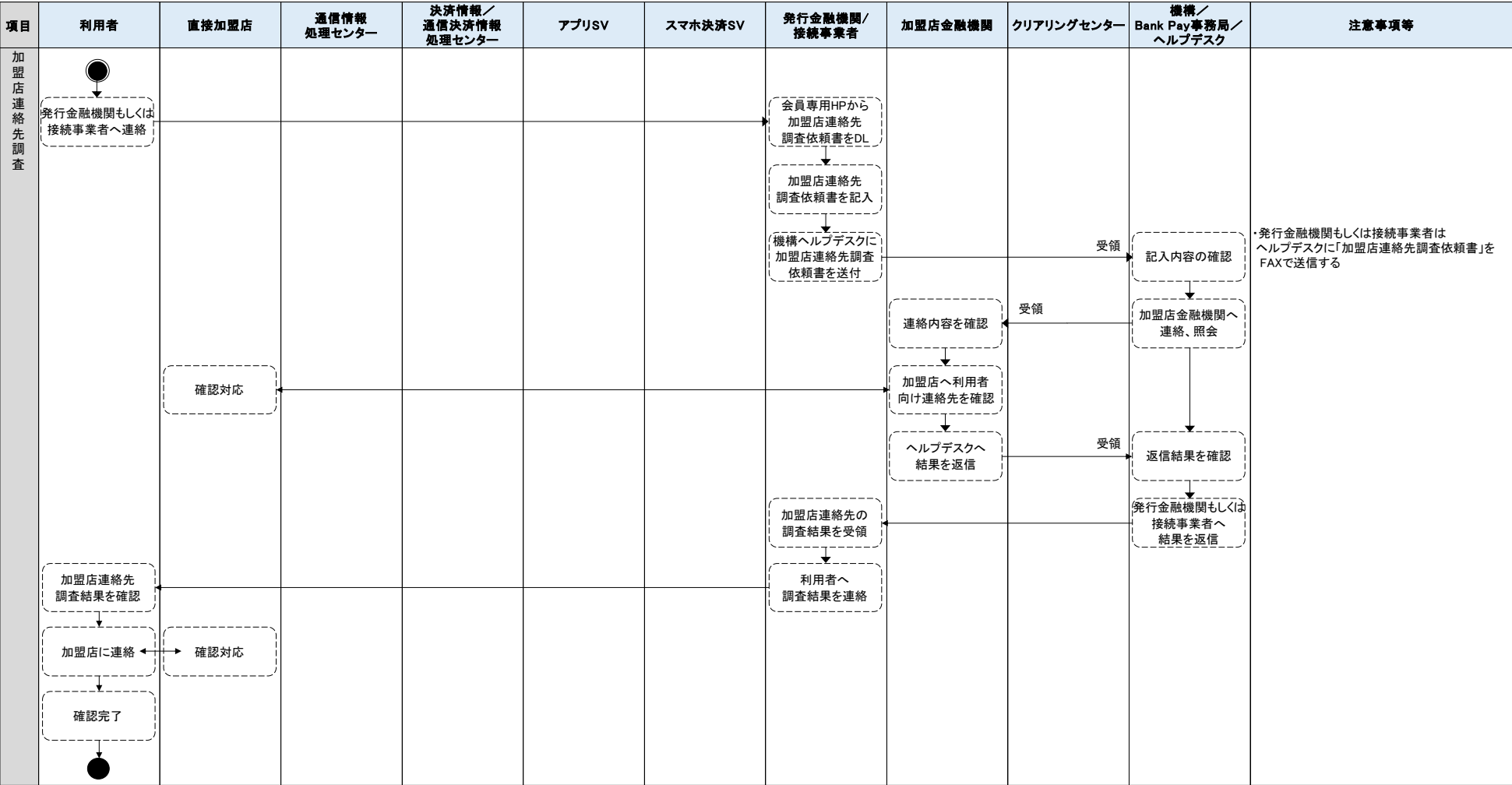
(続き)

項目	利用者／ BP利用者アプリ	間接加盟店／ BP店舗アプリ／ QRステッカー	通信情報 処理センター	決済情報／ 通信決済情報 処理センター	アプリSV	スマホ決済SV	発行金融機関	加盟店金融機関	クリアリングセンター	機構／ Bank Pay事務局	注意事項等
(続 き)	当該端末IDで 取引再開する場合	BP加盟店管理システム で当該端末IDを 有効化 ↓ 有効化の 結果を確認 ↓ BP店舗アプリまたは QRステッカーを 利用再開 ↓ サービス再開				当該端末IDの 有効化(取引再開)					・加盟店は、端末機紛失等の理由から、新たな 端末IDにより取引再開が必要な場合は、 BP加盟店管理システムから「端末追加」操作 を実施 ※詳細は、「BP店舗アプリ／QRステッカー端末 ID追加発行」のフローを参照

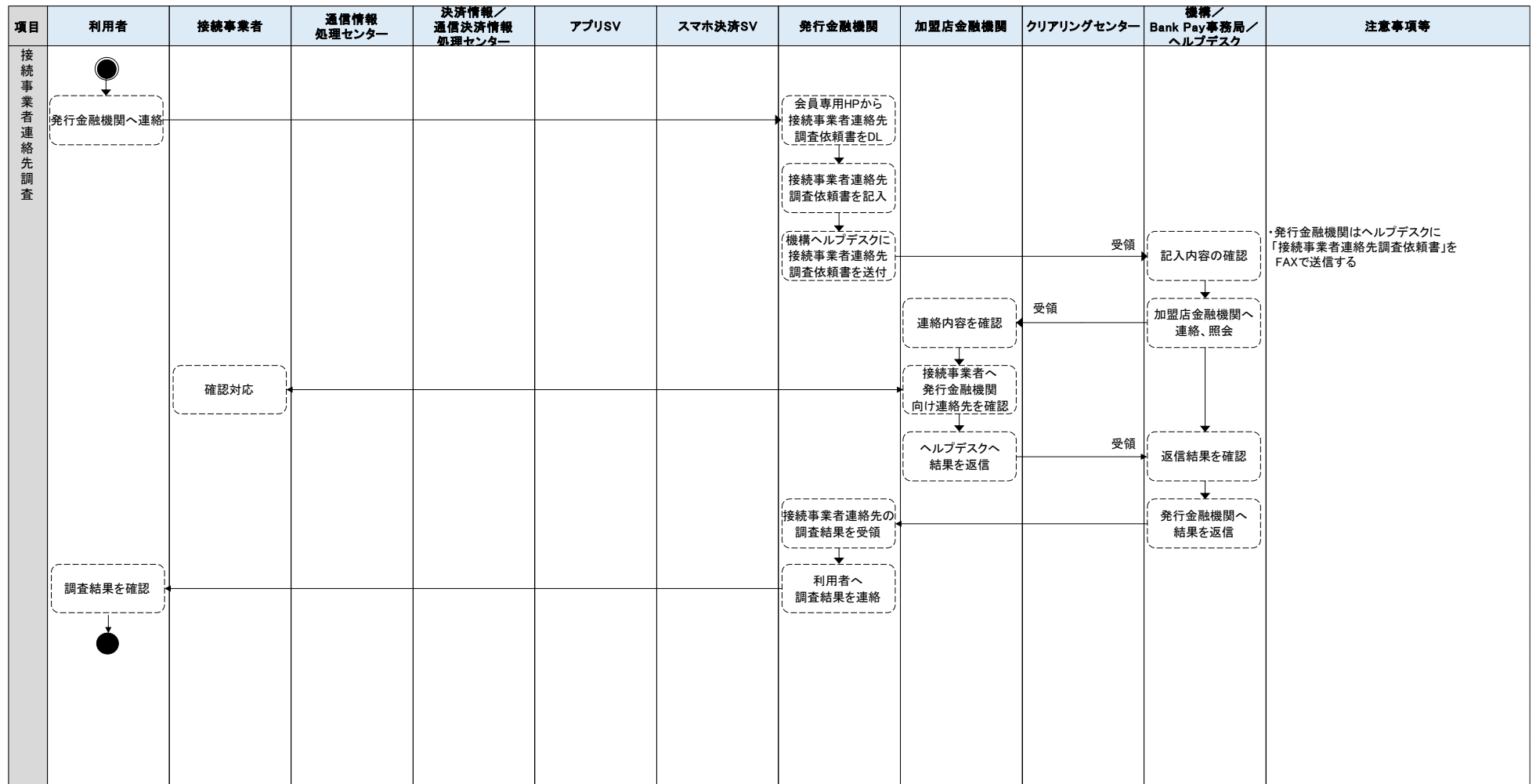
7. 利用者連絡先調査（直接加盟店方式）



8. 加盟店連絡先調査 (直接加盟店方式)



9. 接続事業者連絡先調査



用語説明

本マニュアル中で使用される用語の定義、説明を以下に記載します。なお、説明は、本マニュアルに閉じた内容であり、他の一般的な用語を必ずしも説明するものではありません。

Bank Pay (BP)

日本電子決済推進機構が提供する、スマホアプリやウェブサイト等を通じて、利用者があらかじめ登録した預貯金口座(振替口座を含む)からの即時引落によって、参加加盟店での商品等の代金支払いを行える決済サービスのこと。

Bank Pay 取引 (BP 取引)

Bank Pay のサービスを用いて、利用者が BP 加盟店での商品・サービス代金の決済を行う取引を指す。

機構

日本電子決済推進機構(JEPPPO:Japan Electronic Payment Promotion Organization)のこと。

Bank Pay サービスを提供する主体。サービス運用に関する規約、ガイドライン、マニュアル等を定め、BP 加盟店の登録受付業務や、ヘルプデスク等の問合せ窓口業務を担う。J-Debit の運営主体を兼ねる。

利用者

Bank Pay 取引規定に同意の上、利用者情報および口座情報を登録することによって Bank Pay を利用する者。

BP 発行金融機関

BP 取引における、利用者の口座が属する金融機関。利用約款等によって、利用者との間で BP 取引規定を合意する。

BP 加盟店金融機関

直接契約加盟店および接続事業者と Bank Pay に係る契約を締結する金融機関。BP 取引における資金が BP 加盟店に着金する口座を保持する。BP 取引が「BP 参加規約」他に則り安全に行われるよう、参加希望加盟店の審査と管理を担う。BP 直接加盟店、BP 決済情報処理センターもしくは BP 任意組合と Bank Pay を提供するための「BP 加盟店契約」を締結する。また、接続事業者と BP 取引を実施するためのアプリ等の提供に関する「BP 接続事業者契約」を締結する。

接続幹事金融機関

GW システム提供者との間で、BP 加盟店金融機関のために、当該 GW システムを利用することを可能とするための利用権の獲得や GW システムとの接続および接続管理を行う金融機関。

BP 加盟店

商品の販売やサービスの提供の際に、Bank Pay を取扱うことのできる金融機関・法人・任意団体・個人。「BP 加盟店(金融機関)」、「BP 直接加盟店」、「BP 間接加盟店」、「BP 代表間接加盟店」、「BP 公的加盟機関」、「BP 決済情報処理センター」、「BP 通信決済情報処理センター」、「BP 任意組合」、および「BP 組合事業加盟店」が含まれる。

BP 加盟店は、発行金融機関との間で発行銀行手数料について合意・応諾が済んでいることが Bank Pay 参加の条件となる。

直接契約加盟店

BP 加盟店の内、BP 加盟店金融機関と直接に「BP 加盟店契約」を締結するものを指す。「BP 直接加盟店」、「BP 任意組合」、「BP 公的加盟機関」、「BP 決済情報処理センター」が該当する。

直接契約加盟店は、機構に対し加盟店情報(Bank Pay 導入店舗数、店舗住所、等)を報告する。

間接契約加盟店

BP 加盟店の内、「直接契約加盟店」と契約するものを指す。「BP 間接加盟店」、「BP 代表間接加盟店」、「BP 組合事業加盟店」が該当する。

間接契約加盟店は、「直接契約加盟店」を通じて、加盟店情報(Bank Pay 導入店舗数、店舗住所、等)を機構に報告する。

BP 直接加盟店

機構が定める規約を承諾のうえ、BP 加盟店金融機関との間で「BP 加盟店契約」を締結した法人または個人。

BP 間接加盟店

機構が定める規約を承諾のうえ、直接契約加盟店との間で「BP 間接加盟店契約」を締結した法人または個人。

BP 代表間接加盟店

機構が定める規約を承諾のうえ、自らと契約上、資本上または社会上の関連性が存在するものとして機構が認める複数の BP 加盟店の代表として、いずれかの BP 直接加盟店と「BP 間接加盟店契約」を締結した法人または個人。

BP 任意組合

機構が定める規約を承諾のうえ、当該組合の代表者を通じて BP 加盟店金融機関との間で「BP 組合契約」を締結することで直接加盟店となる民法上の組合を指す。BP 組合事業加盟店である組合の代表者。

BP 組合事業加盟店

機構が定める規約を承諾のうえ、任意組合を形成する個別の BP 加盟店(法人または個人)。

BP 公的加盟機関

機構が定める規約を承諾のうえ、BP 加盟店金融機関との間で「BP 公的加盟期間契約」を締結した、地方公共団体(公営企業を含む)またはその他機構所定の機関。

情報処理センター

「BP 決済情報処理センター」、「BP 通信情報処理センター」、「BP 通信決済情報処理センター」の総称。

BP 決済情報処理センター

機構が定める規約を承諾のうえ、決済代行業務(取引代金入金)等を担う事業者。BP 加盟店金融機関と「BP 加盟店契約」を締結した上で自社の BP 間接加盟店へ Bank Pay を提供する。

BP 通信情報処理センター

機構が定める規約を承諾のうえ、BP 加盟店に代わりスマホ決済 SV に接続し、オンライン電文中継などの通信処理サービスを提供する通信事業者。

BP 通信決済情報処理センター

BP 通信情報処理センター、BP 決済情報処理センター両方の機能を有する事業者。

GW システム提供者

BP 通信情報処理センターのうち、JEPPPO 共通コードを取扱い、かつ、一部 BP 加盟店金融機関が機構所定の方法で指定した者。

接続事業者

機構が定める規約を承諾のうえ、BP 加盟店金融機関と個別に「BP 接続事業者契約」を締結することで、BP 加盟店に対し BP 取引を実行するために必要となるアプリやシステム等を構築および提供する事業者。関連する再接続事業者に対して、機構が定める各種規約、本ガイドライン等を遵守させる責を負う。

再接続事業者

機構が定める規約を承諾のうえ、接続事業者との個別契約を締結し、接続事業者以外のアプリまたはウェブサイト等から BP 決済を行う事業者。(BP の仕組みを用いて、利用者のために支払に関する決済情報(支払額、支払先等の情報)を、接続事業者に連携する事業者。)

接続事業者との契約に基づき、機構が定める各種規約、本ガイドライン等を遵守する。

スマホ決済 SV

BP 取引を中継するためのサーバ。Bank Pay を提供するアプリ等の手段にかかわらず、スマホ決済 SV とのシステム接続が行われる。

アプリ SV

利用者アプリや店舗アプリ等の機能の管理や情報の保管・中継を行うためのサーバ。接続事業者が構築する。

クリアリングセンター

BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関、直接契約加盟店間の資金精算を行うための精算金額算出と情報還元を担うシステムのこと。

Bank Pay 参加規約

Bank Pay 取扱いに関し、発行金融機関、加盟店金融機関、NTT データ、接続事業者、日本電子決済推進機構との関係性を規定した規約。

Bank Pay 加盟店規約

Bank Pay 取扱いに関し、加盟店が遵守すべき義務等について規定した規約。

Bank Pay 公的加盟機関規約

Bank Pay 取扱いに関し、公的加盟機関が遵守すべき義務等について規定した規約。

Bank Pay 加盟店契約

Bank Pay 取扱いに関し、直接契約加盟店が BP 加盟店金融機関と締結する契約。

Bank Pay 間接加盟店契約

BP 直接加盟店または BP 決済情報処理センターと、当該 BP 直接加盟店または BP 決済情報処理センターを通じて Bank Pay 取引を行う BP 間接加盟店との間で締結される契約。

Bank Pay 組合契約

BP 加盟店金融機関と BP 任意組合との間で締結される契約。

Bank Pay 任意組合契約

BP 任意組合と、当該 BP 任意組合を形成する各 BP 組合事業加盟店との間で締結される契約。

Bank Pay 取引規定

BP 発行金融機関が Bank Pay を提供する場合に、当該金融機関の利用約款等に規定して Bank Pay に関して利用者と合意する条件が記載された規定。

Bank Pay 利用者アプリ規約

機構提供利用者アプリを使用する利用者に対し、日本電子決済推進機構が定める利用規約。

ゲートウェイ共同利用規約

GW システム提供者の提供する GW システムを利用する BP 加盟店金融機関、接続幹事金融機関及び日本電子決済推進機構に対し、日本電子決済推進機構が定める利用規約。

利用者端末

利用者が、利用者アプリを利用するために用いるスマートフォン(スマホ)等の端末。

利用者アプリ

Bank Pay 利用者が、利用者端末にダウンロードして BP 取引に用いるアプリ全般を指す。

取引サイト

インターネットショッピング時に Bank Pay を支払い手段として提供する利用者向けのウェブサイトを目指す。

利用者アプリ等

利用者アプリ、及び、取引サイトを指す。

店舗アプリ等

BP 加盟店が、BP 取引の為に端末機(スマホ、タブレット、POS、CCT 等の端末)等にインストール等して用いるアプリ全般を指す。

対面方式

利用者が BP 加盟店の「店舗等」に赴き、利用者アプリを利用して BP 取引を行うことを指す。
セルフレジ等の無人取引の場合も、利用者が BP 加盟店の店舗等に赴いて決済するとみなし、対面方式とする。

非対面方式

利用者が BP 加盟店の「店舗等」に赴くことなく、利用者アプリや取引サイトを利用して BP 取引を行うことを指す。

直接決済方式

BP 取引の際、利用者アプリまたは取引サイトから直接 API を通じて、決済電文をスマホ決済 SV に送信し、決済を行う方式。

コード決済方式

BP 取引の際、利用者アプリまたは店舗アプリ、QR コードステッカー等において表示される QR コードまたは

バーコードを用いる決済方式の総称。コード仕様は機構所定の仕様とそれ以外(アプリの提供者の独自仕様)に二分される。

JEPPPO 共通コード(共通コード)

コード決済に用いるコードの内、機構が仕様規定を行った BP 共通のコードを指す。共通コードを利用した利用者アプリは、同じく共通コードを利用した店舗アプリ等や QR ステッカーとの間で BP 取引が可能。

ハウスコード(加盟店独自コード)

コード決済に用いるコードの内、BP 加盟店が独自に仕様規定を行ったコードを指す。ハウスコードを利用した利用者アプリは、同じくハウスコードを利用した店舗アプリ等や QR ステッカーとの間でのみ BP 取引が可能。

都度決済

利用者が BP 加盟店提供の商品もしくはサービスを購入する毎に口座引落を行う取引を指す。

継続課金

BP 加盟店と事前に取り決めた条件(金額や日時等)に則り、利用者による都度の指図なく BP 取引を行う取引を指す。

チャージ

BP 取引により、カード型もしくはサーバ型の前払式支払手段(電子マネー等)及び資金移動事業者等のサービスに対し入金する取引を指す。

また、利用者が BP 加盟店と事前に取り決めた条件(金額や日時等)に則り、利用者による都度の指図なく BP 取引を行いチャージすることを「オートチャージ」と称し、取引種別上は「チャージ」として定義する。

クリアリング

BP 取引での利用に対して、あらかじめ登録された手数料体系等の情報に基づき、BP 加盟店までの資金精算を行うこと。

決済電文

BP 取引による支払を実行するためにアプリ SV とスマホ決済 SV 間で交換される電文を指す。

決済用 PW(決済用パスワード)

利用者が BP 取引を行う際に本人認証のために入力するパスワード。接続事業者がアプリ SV 側で管理する。

多要素認証

利用者の本人認証を、本人だけが知りうる情報による認証(例:ログイン ID・パスワード)と、本人だけが所持する物による認証(例:ワンタイムパスワード・生体情報・IVR・乱数表)の要素を組み合わせることを指す。

ネット口振方式

利用者が利用者アプリおよび取引サイトに口座を登録する際の本人確認方式のひとつ。当該利用者が当該口座の口座名義人であることを確認するために、機構所定の口座登録受付 GW システムを使用して口座名義人の情報を取得し、そのうえで、本人確認の成立を踏まえて当該口座情報を利用者アプリおよび取引サイトに登録する方式。

暗証番号

利用者が BP 取引に用いる口座の、キャッシュカードおよび暗証番号、あるいはインターネットバンキングのログイン ID およびパスワード等、BP 発行金融機関が利用者アプリ及び取引サイトへの口座登録の際に入力を求める認証情報を指す。

MPM

コード決済を行う際に BP 加盟店と利用者の間で決済情報を通信する方式の一種。Merchant Presented Mode の略。BP 加盟店がタブレット端末やその他端末、またはステッカーで提示するコードを、利用者が自身の利用者端末で読取ることによって行う決済方式であり、「店舗提示型」と呼ばれる。

なお、BP 加盟店が提示するコードは、動的コード(支払の都度生成され、店舗アプリ等の画面で提示される)と、静的コード(QR ステッカー等の形態で店頭で提示され、繰り返し支払に使われる)がある。

CPM

コード決済を行う際に BP 加盟店と利用者の間で決済情報を通信する方式の一種。Consumer Presented Mode の略。利用者が自身の利用者端末で提示するコードを、BP 加盟店がカメラや専用端末で読取ることによって行う決済方式であり、「利用者提示型」と呼ばれる。

アクセプタンスマーク

BP 加盟店が Bank Pay を提供していることを利用者に明示するために BP 加盟店の店頭・店内に掲出する、機構制定の標識。

加盟店コード

Bank Pay の決済電文等において BP 加盟店を一意に識別するために、直接契約加盟店に対して付与される 11 桁から構成されるコード。クリアリングセンターからの還元情報にも設定され、本コード単位で BP 加盟店金融機関は、直接契約加盟店に対し、資金精算を行う。基本的には、BP 加盟店金融機関が各社へ払い出す。

加盟店 ID

Bank Pay の決済電文において、スマホ決済 SV が API 送信元の加盟店を一意に識別するために、BP 直接加盟店、BP 決済情報処理センターおよび BP 任意組合に対して付与される 10 桁から構成されるコードを指す。

顧客 ID

BP 金融機関利用者アプリ、BP 提携利用者アプリ等の提供者が顧客を識別するために使用する ID を指す。

利用者識別端末 ID

各利用者のスマホ端末を一意に識別し、不正利用を防ぐために付与する ID を指す。スマホ端末の UUID を利用して生成する。

端末機識別番号(TID)

Bank Pay の決済電文等において、店舗アプリ等および QR ステッカーもしくは店舗等を一意に識別するための 13 桁から構成されるコード。クリアリングセンターからの還元情報にも設定される。

通信情報処理センターID

BP 通信情報処理センターが BP 加盟店に代わりスマホ決済 SV に接続する場合に、スマホ決済 SV が API 送信元の BP 通信情報処理センターを一意に識別するための、BP 通信情報処理センターに対して付与される 10 桁から構成されるコード。

クリアリング Web

BP 加盟店金融機関が、契約先加盟店の商用情報(加盟店名称、加盟店コード、手数料体系等)をクリアリングセンターに登録するために使用するシステム。

クリアリング Web(分類コード業務)

BP 加盟店金融機関と BP 発行金融機関が、BP 取引における発行銀行手数料の体系・条件について交渉し合意するために使用するクリアリング Web の機能。

BP 利用者管理システム

BP 発行金融機関が機構提供利用者アプリの利用者管理業務に使用するツール。機構提供利用者アプリ利用者の情報管理のために、BP 発行金融機関に対して機構から提供される。

BP 加盟店管理システム

BP 加盟店情報や BP 加盟店における取引情報、および機構提供店舗アプリおよび機構提供 QR ステッカーを管理する業務に使用するツール。

なお、「BP 加盟店管理システム」と表記されていますが J-Debit のみ利用金融機関、Bank Pay 利用金融機関のどちらも利用可能です。

金融機関ホスト

BP 発行金融機関において利用者の口座情報を管理しているシステム(勘定系システム)を指す。

登録審査

BP 加盟店として Bank Pay の取扱を行ってよいかの判断を BP 加盟店金融機関が行う審査を指す。「BP 提供事業者向けチェックシート」を BP 加盟店金融機関に提出し、BP 加盟店は審査を受ける。

BP 加盟店金融機関の行内審査を通過した後は、機構内の会議体にて審査結果の検証が行われ、BP 提携アプリ等の開始の承認判断が行われる。

セキュリティ審査

Bank Pay の取扱を開始する前に、接続事業者が実施するセキュリティチェックのことを指す。BP 加盟店金融機関が行う登録審査のチェックシートに、セキュリティ審査の結果を記載して、登録審査を受ける。

セキュリティ監査

Bank Pay の取扱を開始した後に、BP 加盟店や接続事業者に対して、Bank Pay の安全性の維持向上を目的として定期的に実施する監査を指す。「BP 提供事業者向けチェックシート」を、機構を通じて、BP 加盟店金融機関へ提出する。

セキュリティ監査は、直接契約加盟店及び接続事業者が対象となる。